資料６

社会的養護の課題と将来像の実現に向けて

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会
社会的養護専門委員会とりまとめ（平成23年7月）の概要とその取組の状況

１．社会的養護の現状　・・・　１
２．社会養護の基本理念と原理　・・・　１２
３．施設等種別ごとの課題と将来像　・・・　１３
４．社会的養護の質の向上、親子関係再構築の充実、権利擁護など　・・・　４６
５．施設の人員配置の課題と将来像　・・・　６５
６．社会的養護の整備量の将来像　・・・　６６
７．子ども・子育て新制度と社会的養護　・・・　６７
８．社会保障・税一体改革による社会保障の充実・安定化と社会的養護　・・・　７４
（参考）統計表等　・・・　８１

平成26年3月14日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

1. 社会的養護の現状　（1）施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約４万６千人。

里親	家庭における養育を里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		9,392世帯	3,487世帯	4,578人
区分（里親は重複登録有り）	養育里親	7,505世帯	2,763世帯	3,498人
	専門里親	632世帯	162世帯	197人
	養子縁組里親	2,445世帯	218世帯	213人
	親族里親	471世帯	465世帯	670人

ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員５～６名)	
	ホーム数	218か所
	委託児童数	829人

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	131か所	595か所	38か所	58か所	258か所	113か所
定員	3,857人	34,044人	1,779人	3,815人	5,121世帯	749人
現員	3,069人	28,831人	1,310人	1,544人	3,654世帯 児童5,877人	430人
職員総数	4,088人	15,575人	948人	1,801人	1,972人	372人

小規模グループケア	943か所
地域小規模児童養護施設	269か所

※里親数、委託児童数は福祉行政報告例（平成25年3月末現在）
※施設数、ホーム数、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（平成25年10月1日現在）
※職員数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（平成23年10月1日現在）
※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ（平成24年3月1日現在）
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

（２）要保護児童数の増加

要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、里親等委託児童数は約２．６倍、児童養護施設の入所児童数は約１割増、乳児院が約２割増となる。

○ 里親・ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑへの委託児童数

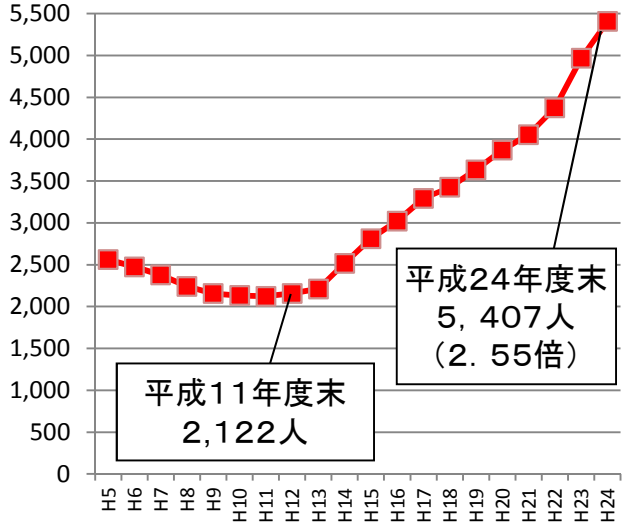

○児童養護施設の入所児童数

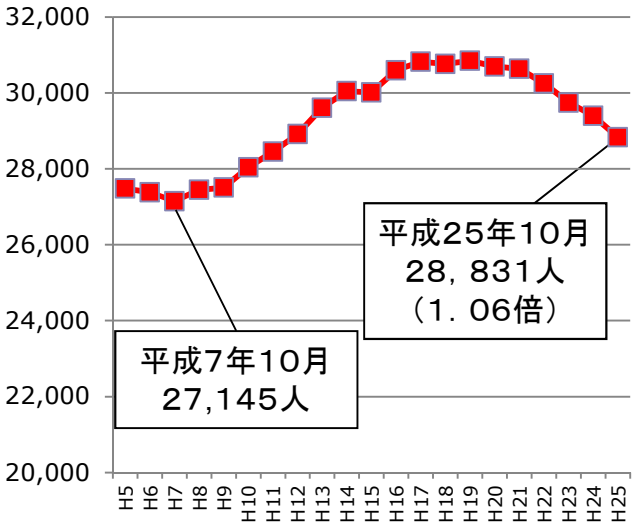

○ 乳児院の入所児童数

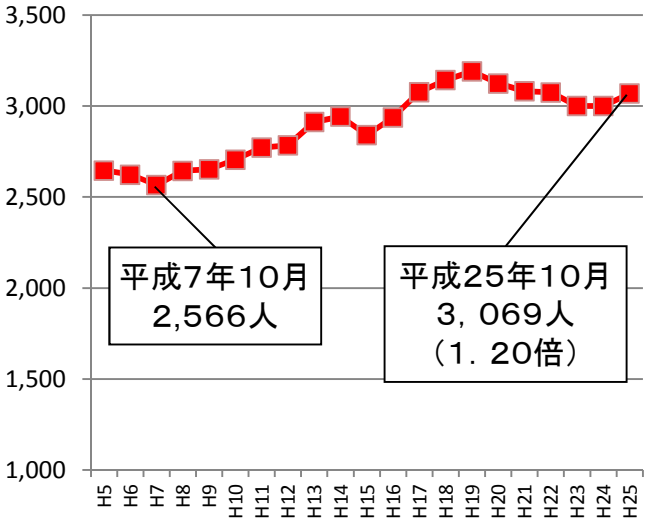

（注）児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在（社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ）
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在（福祉行政報告例）

○児童養護施設の設置数

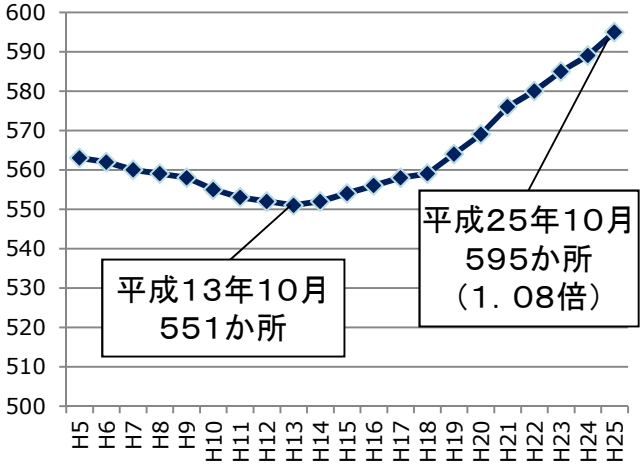

○ 乳児院の設置数

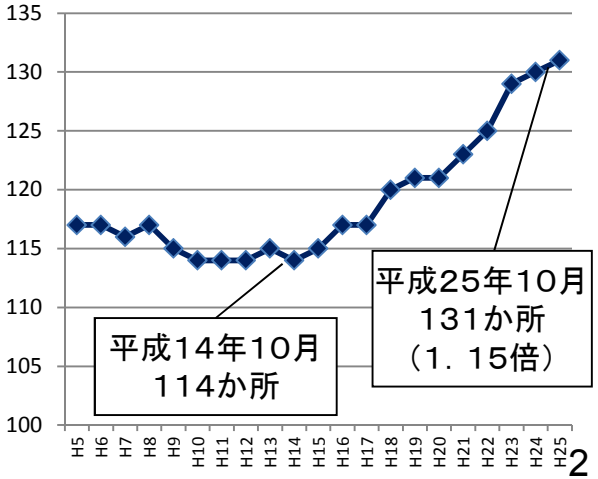

（３）児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位：人数（人）、[　] 構成割合（%）

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H20	H10	S62	S52	H20	H10	S62	S52
0歳～5歳	4,845 [15.3]	4,696 [17.4]	4,469 [15.1]	6,640 [21.1]	17,000 [53.8]	14,915 [55.3]	15,327 [51.9]	17,480 [55.4]
6歳～11歳	12,475 [39.5]	9,976 [37.0]	11,493 [38.9]	14,070 [44.6]	10,717 [33.9]	8,427 [31.2]	10,979 [37.2]	11,700 [37.1]
12歳～17歳	12,983 [41.1]	10,633 [39.4]	13,164 [44.5]	10,580 [33.5]	3,782 [11.9]	3,003 [11.1]	3,247 [11.0]	2,360 [7.5]
18歳以上	1,256 [4.0]	1,179 [4.4]	427 [1.4]	250 [0.8]	9 [0.0]	5 [0.0]	― [―]	― [―]
総数	31,593 [100.0]	26,979 [100.0]	29,553 [100.0]	31,540 [100.0]	31,593 [100.0]	26,979 [100.0]	29,553 [100.0]	31,540 [100.0]
平均年齢	10.6歳	10.2歳	10.9歳	9.4歳	5.9歳	5.7歳	6.4歳	―

注）総数には年齢不詳を含む。

②在籍児童の在籍期間

単位：人数（人）、[　] 構成割合（%）

	H20	H10	S62	S52
4年未満	16,629 [52.6]	13,610 [50.4]	15,635 [52.9]	19,250 [61.0]
4年以上～8年未満	8,780 [27.8]	6,841 [25.4]	8,530 [28.9]	8,510 [27.0]
8年以上～12年未満	4,440 [14.1]	3,828 [14.2]	4,298 [14.5]	3,210 [10.2]
12年以上	1,653 [5.2]	1,612 [6.0]	1,090 [3.7]	570 [1.8]
総数	31,593 [100.0]	26,979 [100.0]	29,553 [100.0]	31,540 [100.0]
平均期間	4.6年	4.8年	4.5年	3.8年

注）総数には期間不詳を含む。

③児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位：人数（人）、[　] 構成割合（%）

	H20	H10	S62	S52		H20	H10	S62	S52
（父・母・父母の）死亡	775[2.5]	947[3.5]	2,221[7.5]	3,430[10.9]	（父・母の）就労	3,055[9.7]	3,834[14.2]	328[1.1]	300[1.0]
（父・母・父母の）行方不明	2,197[7.0]	4,020[14.9]	7,757[26.2]	9,060[28.7]	（父・母の）精神疾患等	3,377[10.7]	2,024[7.5]	1,533[5.2]	1,600[5.1]
父母の離婚	1,304[4.1]	2,292[8.5]	5,941[20.1]	6,190[19.6]	虐待（放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否）	10,447[33.1]	5,192[19.2]	3,087[10.4]	2,590[8.2]
父母の不和	252[0.8]	297[1.1]	455[1.5]	560[1.8]	破産等の経済的理由	2,390[7.6]	1,287[4.8]		
（父・母の）拘禁	1,611[5.1]	1,173[4.3]	1,383[4.7]	1,170[3.7]	児童問題による監護困難	1,047[3.3]	1,450[5.4]		
（父・母の）入院	1,833[5.8]	2,467[9.1]	3,411[11.5]	4,080[12.9]	その他・不詳	3,305[10.5]	1,996[7.4]	3,437[11.6]	2,560[8.1]
					総　数	31,593[100.0]	26,979[100.0]	29,553[100.0]	31,540[100.0]

（４）虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、**児童虐待防止対策の一層の強化**とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、**社会的養護の量・質ともに拡充が求められている**。

○　全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成24年度には約6倍に増加。

福祉行政報告例

○　児童養護施設に入所している子どものうち、半数以上は、虐待を受けている。

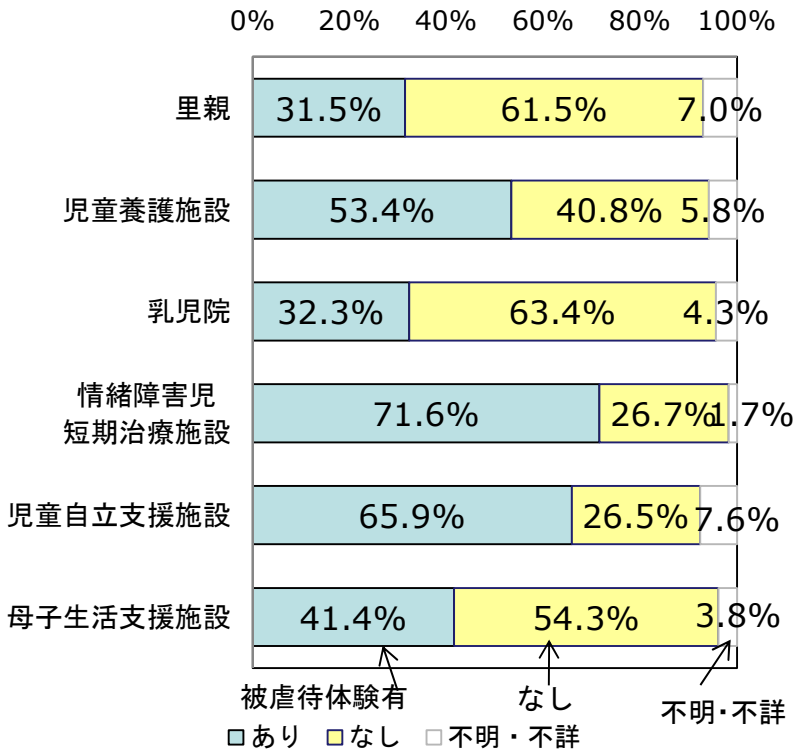

児童養護施設入所児童等調査結果（平成20年2月1日）

（５）障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、**障害等のある児童が増加**しており、児童養護施設においては２３．４％が、障害有りとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別

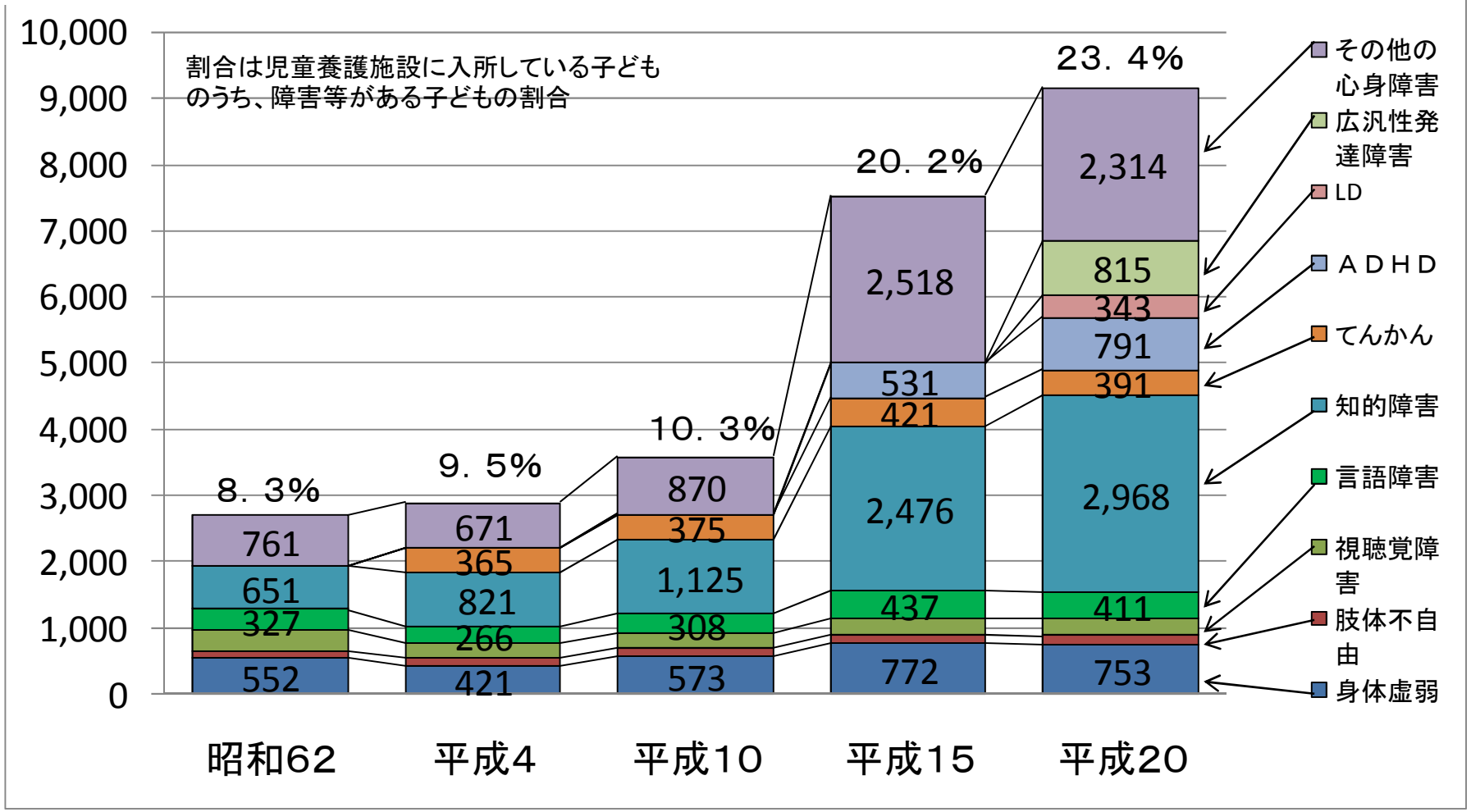

ADHD（注意欠陥多動性障害）については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD（学習障害）については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

（６）児童養護施設の形態の現状

平成２４年３月現在の児童養護施設の５割が大舎制。平成２０年３月は児童養護施設の７割が大舎制だったので、小規模化が進んでいる。引き続き、家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数（N=552）（平成24年3月）	施設数	280	147	226	312	136	32
	%	50.7	26.6	40.9	56.5	24.6	5.8
保有施設数（N=489）（平成20年3月）	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3

※ 社会的養護の施設整備状況調査、調査回答施設数５５２（平成24年3月1日現在）、調査回答施設数４８９（平成20年3月1日現在）

※「大舎」：1養育単位当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下、「小規模グループケア」：６名程度

②定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	4 (0.7%)
～ 30	61 (10.4%)
～ 40	92 (15.7%)
～ 50	124 (21.2%)
～ 60	97 (16.6%)
～ 70	71 (12.1%)
～ 80	47 (8.0%)
～ 90	35 (6.0%)
～ 100	24 (4.1%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	5 (0.9%)
～ 150	7 (1.2%)
151～	5 (0.9%)
総 数	585 (100%)

家庭福祉課調べ
（平成23年10月1日）

（７）児童養護施設の形態例

大 舎 制 の 例

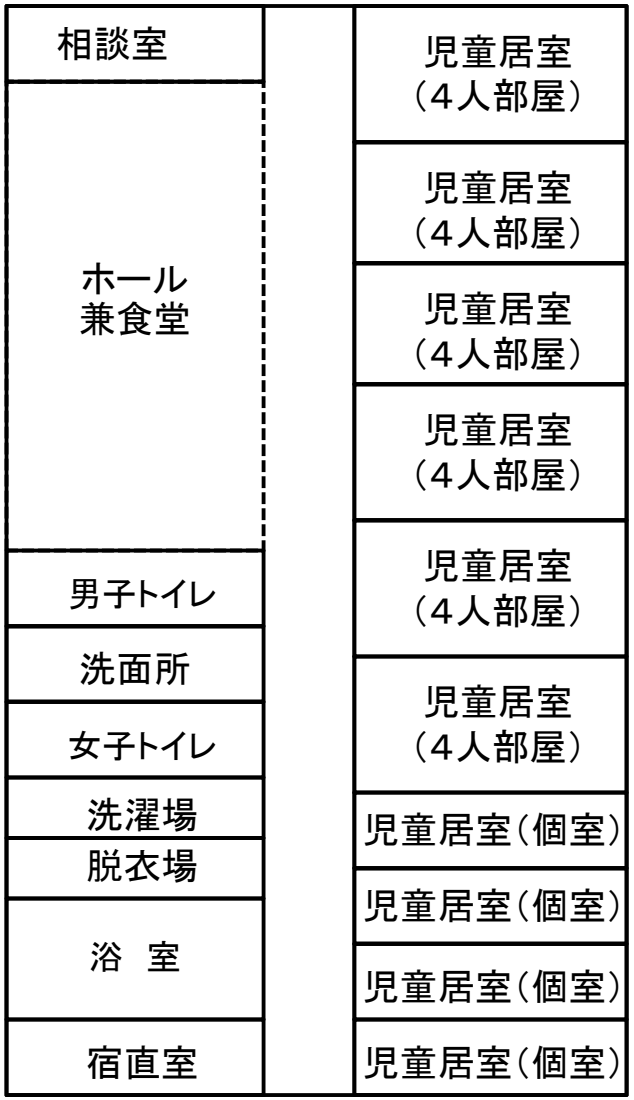

・児童数２０名以上
・原則相部屋、高年齢児は個室の場合もある。
・厨房で一括調理して、大食堂へ集合して食べる。

小規模グループケアの例

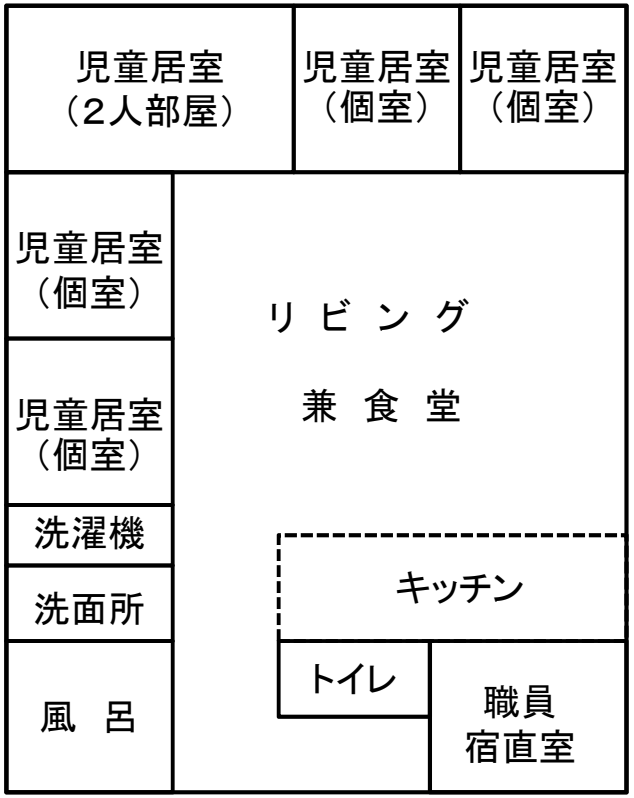

・児童数６～８名
・原則個室、低年齢児は２人部屋など
・炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

（８）里親制度の概要

○里親は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
・平成14年度に親族里親、専門里親を創設、
・平成20年の児童福祉法改正で、「**養育里親**」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分
・平成21年度から、養育里親と専門里親について、**里親研修**を充実

種類	養育里親	専門里親	養子縁組を希望する里親	親族里親
対象児童	要保護児童	次に揚げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親に支給される手当等

- 里親手当（月額）　養育里親　72，000円（2人目以降36,000円加算）　専門里親　123，000円（2人目以降87,000円加算）
  ※平成21年度に引上げ（それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円）
- 一般生活費（食費、被服費等。1人月額）　乳児　54，980円、　乳児以外47，680円
- その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費等）

（９）里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成１４年の７．４%から、平成２５年３月末には**１４．８%**に上昇

○子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成２６年度までに**１６%**に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数（人）	割合（%）	入所児童数（人）	割合（%）	委託児童数（人）	割合（%）	児童数（人）	割合（%）
平成１４年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成１５年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成１６年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成１７年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成１８年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成１９年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成２０年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成２１年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成２２年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成２３年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成２４年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100

里親等委託率

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、平成24年度末で184か所、委託児童829人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

（資料）福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

(10) 都道府県市別の里親等委託率の差

６９都道府県市別里親等委託率（平成２４年度末）

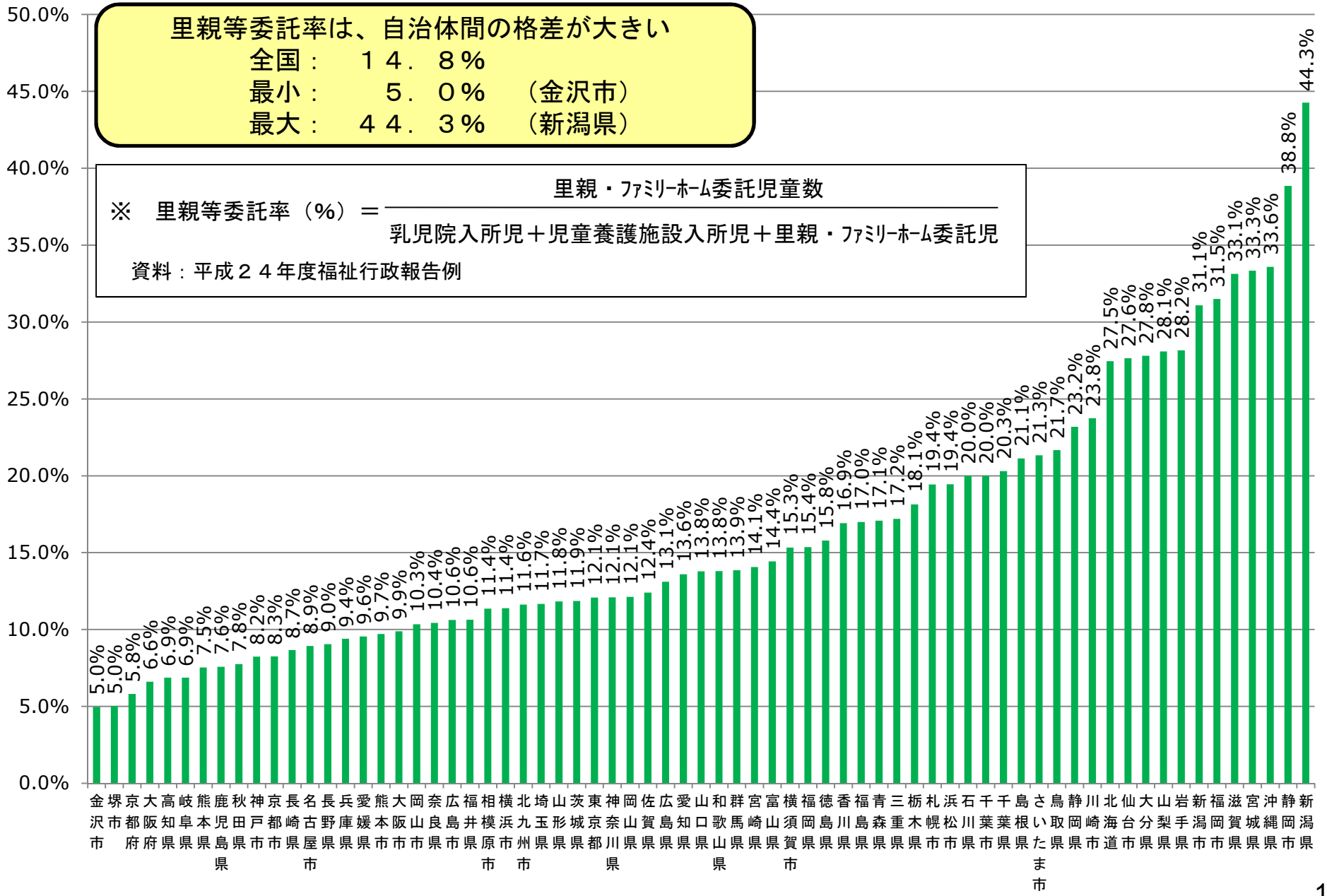

（11）諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が９：１となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合（２０１０年前後の状況）（％）

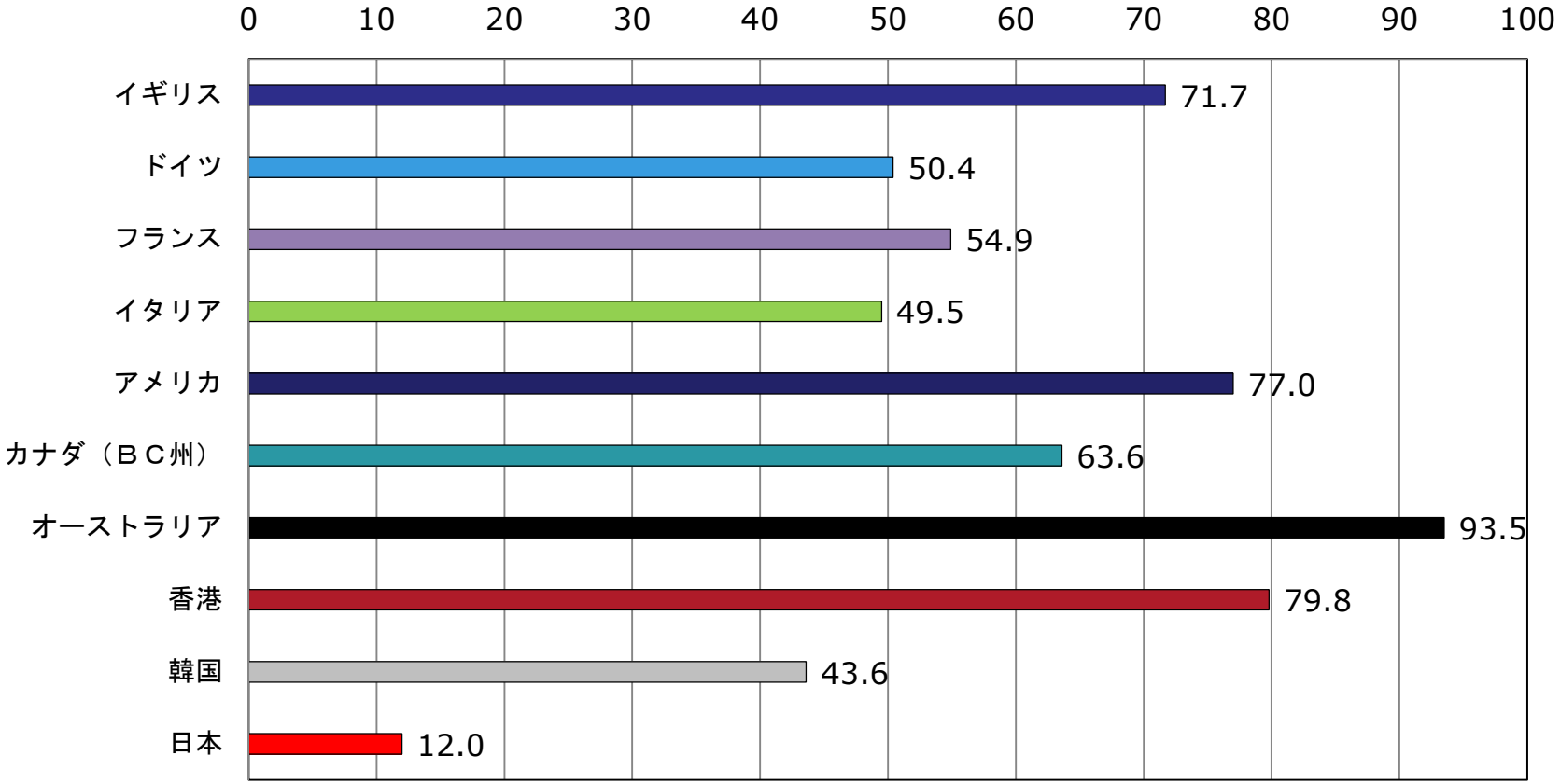

※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者　開原久代（東京成徳大学子ども学部）（平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ（被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究）」）

※　日本の里親等委託率12．0%は、平成22年度末（2011年3月末）

※　里親の概念は諸外国によって異なる。

２. 社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念

①子どもの最善の利益のために　・児童福祉法第１条「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」
・児童の権利に関する条約第３条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」

②社会全体で子どもを育む　・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

①家庭的養護と個別化：　・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。

②発達の保障と自立支援：・未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。

③回復をめざした支援：　・虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻す。

④家族との連携・協働：　・親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく取り組み。

⑤継続的支援と連携アプローチ：　・アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。

⑥ライフサイクルを見通した支援：・入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

社会的養護の基盤づくり

○大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。

○家庭的養護を推進していくため、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境の形態に変えていく。
また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要。

○施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化する。

○ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

３．社会的養護の施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設の課題と将来像

①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化　→　将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
- 本体施設の小規模化　→　定員45人以下に
- グループホームの推進、ファミリーホームの設置、里親の支援　→施設は地域の社会的養護の拠点に

②本体施設は、精神的不安定等が落ち着くまでの専門的ケアや、地域支援を行うセンター施設として、高機能化

【標準的な姿】

本園２０人（６人×１グループ＋７人×２グループ）、分園型小規模グループケア１８人（６人×３ホーム）、地域小規模６人（６人×１ホーム）

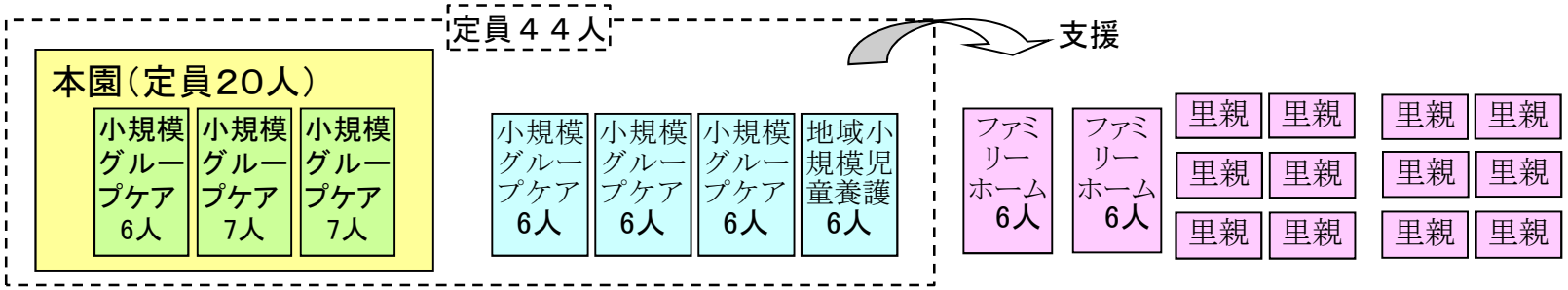

【児童養護施設の小規模化を推進するための予算制度】((「平成24年9月児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」より抜粋)

(1)小規模グループケア

○本体施設の敷地内で行うものと、敷地外で行うもの(分園型小規模グループケア)
○定員は、児童養護施設は6人以上8人以下
○本来の基本的配置に加算:・児童指導員又は保育士1人　・管理宿直等職員1人分(非常勤)　・年休代替要員費等

(2)地域小規模児童養護施設

○定員6人
○人員配置:・児童指導員又は保育士3人(うち1人は非常勤とすることが可能)・管理宿直専門員1人分(非常勤)・年休代替要員費等

(3)賃借費加算

○地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム等について、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費(月額10万円限度)を算定できる。

(4)その他の措置費関係

○平成24年度の措置費交付要綱改正で、児童養護施設については、保護単価表を定員10人刻みから5人刻みに改め、小規模化に取り組みやすくした。
○現在、定員41人以上の施設で配置している栄養士については、グループホームを含めた栄養管理が必要であることから、地域小規模児童養護施設を含めた定員41人以上の施設で栄養士の配置ができるよう配慮する。

(5)施設整備費補助金(次世代育成支援対策施設整備交付金)

○小規模グループケアを行う場合は、子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加算
○地域小規模児童養護施設についても、児童養護施設本体の子ども1人当たりの交付基礎点数を適用するとともに、小規模グループケア整備加算を加算して、補助を算定する。
○本体施設には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算(ショートステイ用居室)、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。
○本体施設には、地域交流スペースの整備もできる。小規模化・地域分散化した施設では、グループホームを含めて子どもや職員が集まれるスペースが本園に必要であり、地域交流スペースの整備が望ましい。

(6)安心こども基金

・児童養護施設等環境改善事業補助

児童養護施設の小規模化の意義と課題

（平成２４年１１月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋）

小規模化の意義・・「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理を通じ、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟にできる。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- 少人数のため行動しやすい。
- 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。

小規模化を推進する上での課題と取り組み

小規模化を進める上での課題	小規模化を推進する取り組み例
○職員が1人で多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。新人の育成が難しい。	○職員が課題を1人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。
○ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかかわりになる危険性がある。	○小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。 ○施設全体の職員会議を、月に1～2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。
○人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。 ○小規模化の当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、衝突も増える。 ○大きな課題を持つ子どもがある場合、少人数の職員で対応しづらく、子ども集団への影響が多い。	○スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。 ○施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。
○家庭的養護のため、職員に調理や家事の力が求められる。 ○従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。	○非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。 ○施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

・児童養護施設における小規模化事例について

※平成２５年３月「施設の小規模化等事例集」より抜粋。詳細については、
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working5.pdf に掲載。

事例番号	自治体名	施設名	事例概要
事例１	神奈川県	旭児童ホーム	本園では、養育困難な児童の支援を中心に行い、その他を地域分散化している事例
事例２	東京都	二葉学園	改築後も定員を維持しつつ、本園の小規模化や分園の地域分散化、地域小規模児童養護施設を設置している事例
事例３	高知県	若草園	改築後、同一敷地内に本園（管理棟）と１棟２グループを２棟設置。１グループを11人とし、小規模グループができるようにし、さらに地域小規模児童養護施設を設置している事例
事例４	秋田県	聖園天使園	大舎制を改築後に小規模グループ化し、地域小規模児童養護施設を２か所増設する事例
事例５	福島県	堀川愛生園	改築後も定員を維持しつつ、同一敷地内において本園は管理棟で、別棟で小規模グループケアを設置し、さらに地域小規模児童養護施設を設置している事例
事例６	神奈川県	春光学園	幼児寮、男子寮、女子寮のうち、男子寮と女子寮を大規模修繕して小規模グループにした事例

注：養育形態として、「小規模グループ」、「小規模グループ化」という用語を使用している箇所は、事例を作成した施設の表現方法をそのまま掲載している。

事例集に掲げた施設の選定及び記述に当たって留意した点
〇児童養護施設は、小規模化のための設備を有しているものの、現時点において、小規模グループケアの養育を行っていないものも選定した。
〇敷地や建物の状況のみならず、小規模化した経緯や児童のグループの作り方などソフト面への配慮や、職員の施設内の連携やバックアップ体制の確保などについても記載。

・施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎（20人以上）
中舎（13～19人）
小舎（12人以下）

1歳～18歳未満（必要な場合0歳～20歳未満）

職員は施設長等のほか
就学児童5．5：1
3歳以上 4：1
3歳未満2：1

595か所
定員34，044人
現員28，831人

地域小規模児童養護施設（グループホーム）

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人　職員2人＋非常勤1人＋管理宿直

25年度269か所→26年度目標300か所

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5～6人

養育者及び補助者合わせて3人

25年度218か所
→26年度目標
140か所達成済
→将来像1000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数　9，392世帯
（うち養育里親　7，505世帯
専門里親　632世帯
養子縁組里親　2，445世帯
親族里親　471世帯）

委託里親数　3，487世帯
委託児童数　4，578人

→26年度目標
養育里親登録8，000世帯
専門里親登録　800世帯

小規模グループケア

（本園ユニットケア）　（分園型）
本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6～8人（乳児院は4～6人）

職員1人＋管理宿直　を加算

25年度943か所→
26年度目標　800か所達成済（乳児院等を含む）

乳児院

乳児（0歳）、必要な場合幼児（小学校就学前）

131か所
定員3，857人、現員3，069人

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親＋ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ}}{\text{養護＋乳児＋里親＋ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ}}$$

２５年３月末　１４．８％　→２６年度目標　１６％

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね３分の１
児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

児童養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援
25年度113か所
→26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン
登録里親数、委託里親数、委託児童数は、平成25年3月末福祉行政報告例。
施設数、ホーム数、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数は、平成25年10月1日家庭福祉課調べ。

児童養護施設の小規模化・地域分散化のための計画のステップ（例）

（平成２４年１１月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋）

①現状（定員70人大舎制の例）

本体施設（定員70人）

大舎制

②まず1か所グループホームを作る

⇒・小規模養育のノウハウを習得
・本体施設の定員を5人程度引下げ

本体施設（定員65人）

大舎制

（定員を引き下げた分、子どもの生活空間に余裕が生まれる）

地域小規模児童養護 6人

③グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める

⇒本体施設の定員を更に引下げ

本体施設（定員45人）

（空いた居室は、順次、工事を行い、小規模グループケアの構造に改修）

小規模グループケア 6人

地域小規模児童養護 6人

地域小規模児童養護 6人

ファミリーホーム 6人

里親 里親 里親 里親 里親 里親

④本体施設を全ユニット化する ファミリーホームや里親委託をさらに進める

⇒本体施設の定員をさらに引下げ

本体施設（定員24人）

ユニット化

小規模グループケア 6人 小規模グループケア 6人 小規模グループケア 6人 小規模グループケア 6人

小規模グループケア 6人

小規模グループケア 6人

ファミリーホーム 6人

地域小規模児童養護 6人

地域小規模児童養護 6人

ファミリーホーム 6人

里親 里親 里親 里親 里親 里親 里親 里親 里親 里親

※定員規模の縮小は、施設の子どもの環境改善を図るものであり、過去に施設整備費の補助を受けた施設でも可能。
※本体施設の改築を行う場合は、改築時に小規模グループケアの構造とするか、あるいは容易に転換できる構造としておく。
※措置費上、定員（本体＋分園型小規模ケア）の定員が45人以下の場合が、手厚くなっている。

家庭的養護推進計画と都道府県推進計画

（平成２４年１１月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋）

家庭的養護推進計画

各施設（※１）が都道府県からの要請に基づき、定める計画

・都道府県が平成２６年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。

・家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。

・家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間（※２）のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※１　各施設：児童養護施設、乳児院　　※２　推進期間：平成２７年度を始期として平成４１年度までの１５年間

都道府県推進計画

都道府県が調整を行った上で定める平成２７年度を始期とした計画（※３）

・推進期間（※２）を通じて達成すべき目標及び推進期間を５年ごとの３期（前期・中期・後期）に区分した各期（５年）ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、５年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。

・平成２５年度及び平成２６年度の２年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成２７年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。

・指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※３　都道府県は、平成４１年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。

「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係

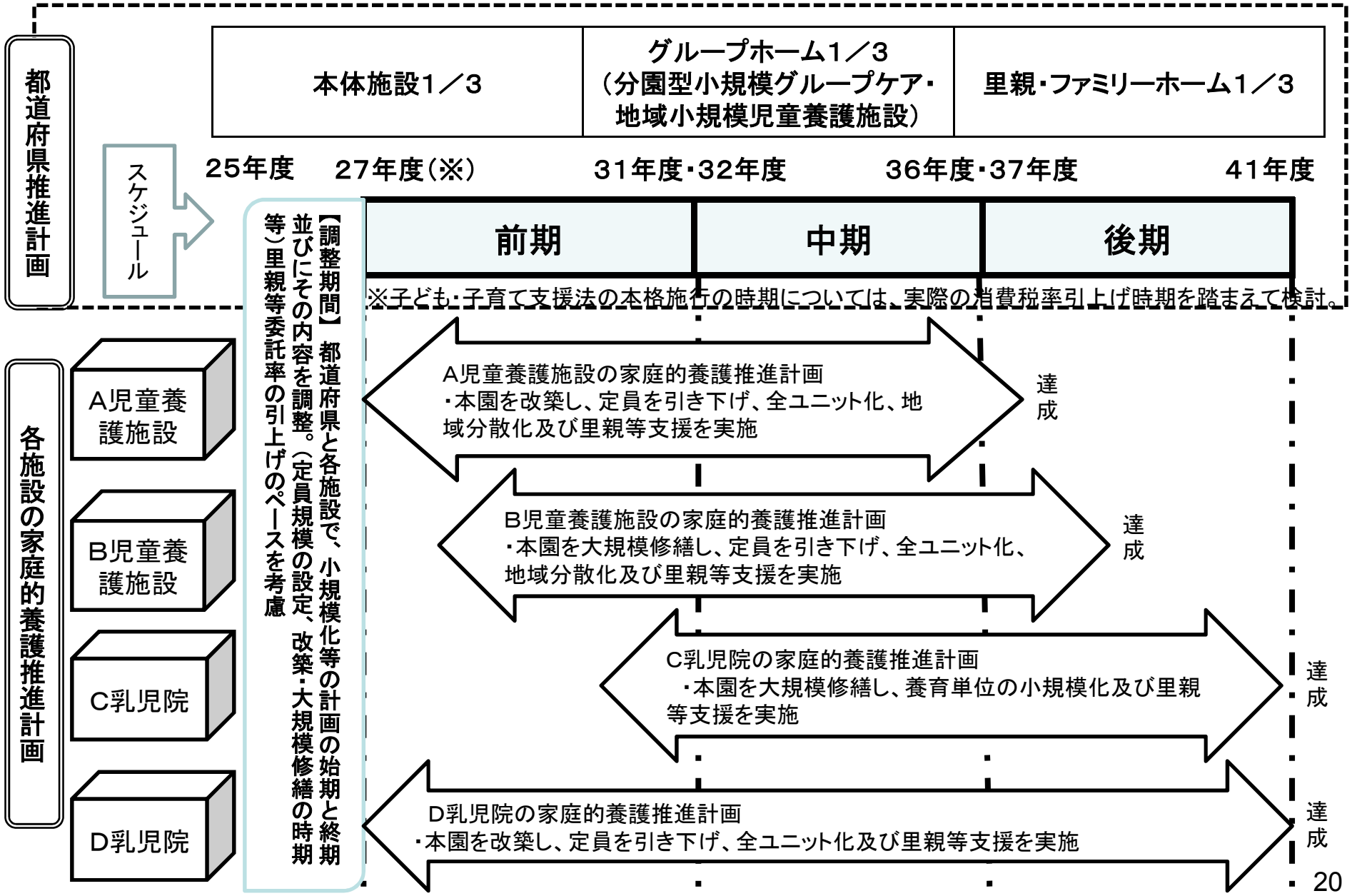

家庭的養護の推進に向けた「都道府県推進計画」の作業等について（抄）
（平成２５年７月２３日事務連絡）

１　支援計画と推進計画の関係について

（１）支援計画の記載事項と推進計画の関係について

支援計画は、子ども・子育て支援に係る各施策を計画的かつ総合的に推進するために自治体が策定する５年間の計画です。一方で、推進計画は、社会的養護を必要とする児童の養育環境の質を向上させるために児童養護施設等の小規模化や地域分散化、里親・ファミリーホームの推進等を具体的かつ計画的に推進するために策定する15年間の計画です。推進計画の始期及び期間は支援計画の始期及び５年を１期とすることを踏まえて設定したものですので、支援計画と推進計画の整合性に留意していただくことが必要です。

支援計画の社会的養護関係部分においては、子どもの最善の利益の実現のために①家庭的養護の推進（里親委託等の推進及び施設の小規模化及び地域分散化の推進）、②専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、③自立支援の充実、④家族支援及び地域支援の充実、⑤子どもの権利擁護の推進の各事項について記載していただくことを予定していますが、このうち、①の部分については、推進計画において検討した内容の要旨を記載していただくことを予定しています。

支援計画の①～⑤の現時点における内容については、「子ども・子育て会議」ホームページ（http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/k_4/pdf/shishin.pdf）をご覧下さい。

（２）推進計画策定に係る意見聴取と地方版子ども・子育て会議について

支援計画の策定に当たっては、地域の子育てに関するニーズを反映させる為、行政だけでなく、学識経験者や子ども・子育て支援に関する事業に従事している者等幅広い関係者を参集して、地方版子ども・子育て会議において議論することとされています。推進計画の策定についても、地域の社会的養護に係る課題を的確に把握し、関係者が一体となって施策を推進していくために、児童相談所関係者や施設養護関係者、里親等幅広い関係者の意見を踏まえて作成してください。

※　関係者の意見を聴取する場として、例えば、地方版子ども子育て会議の中に作業部会を設置する、推進計画策定に係る検討会を開催する等の方法もあります。

２　推進計画の策定について

（１）推進計画の記載事項について

推進計画は、社会的養護を要する児童を適切に養護しつつ、家庭的養護の推進や職員（養護）の質の向上を図ることによる社会的養護体制の充実を目的とするものであることから、単に各児童養護施設等の小規模化、地域分散化の計画を取りまとめるだけでなく、

①　各年度における社会的養護を必要とする児童数の見込み（社会的養護の需要量）、

②　各年度における児童養護施設等の小規模化、地域分散化の具体的な取組とその結果養護可能な児童数の見込み（施設養護の供給量）、

③　各年度における里親やファミリーホームにおける家庭養護の推進の具体的取組とその結果養護可能な児童数の見込み（家庭養護の供給量）、

について推計を行い、各年度とも、施設養護と家庭養護の供給量（②+③）が社会的養護の需要量（①）を十分に満たすよう設定する必要があります。この際、留意すべき事項は以下のとおりです。

ア　社会的養護の需要量の算出について

以下の計算式を参考に、各都道府県の今後必要な社会的養護需要量見込みを各年度ごとに算出してください。なお、計算式は一例であり、必ずしもこの通り行わなければならないものではありません。

児童人口（推計・各歳毎）×社会的養護が必要となる割合（潜在的需要を含む）

＝今後必要となる社会的養護事業量

※１：児童人口について、厚生労働省の審議会で平成２３年７月にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」では、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（高位推計）を用いておりますが、各都道府県においては実態に即した人口推計であればこの限りではありません。

※２：「社会的養護が必要となる割合」を算出する際に有用と考えられるデータとしては、以下のものが挙げられます。

なお、（　）は、データ引用元の調査名になります。

（ア）現在、社会的養護が必要な児童数の算出に有用と考えられるデータ

ａ．現に入所措置及び里親等委託されている児童数（以下「入所措置等児童数」という。）の児童人口に占める割合（福祉行政報告例、社会福祉施設等調査）

（イ）潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ

ｂ．「新規入所措置等児童数」の過去〇年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

ｃ．「児童相談所における養護相談対応件数」の過去〇年間の状況及び伸び率（養護相談のうち、虐待相談については別途勘案）（福祉行政報告例）

ｄ．一時保護児童数（一時保護所・一時保護委託）の過去〇年間の状況及び伸び率（明らかに家庭引き取りと判明している一時保護を除く）（福祉行政報告例）

ｅ．市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の過去〇年間の状況及び伸び率（各自治体にて把握しているデータ）

ｆ．児童相談所で受理した相談等のうち、種々の理由により入所措置又は里親委託を行っていないが、入所措置又は里親委託を必要とする可能性がある件数（児童数）の過去〇年間の状況及び伸び率（例：施設の空き待ちケース、施設入所を検討するものの、児童福祉司指導（在宅指導）としたケース）（各自治体にて把握しているデータ）

イ　施設養護の供給量の算出について

各施設において具体的かつ実現可能な養護計画を策定していただくことが必要ですが、管轄の自治体においては計画の検討状況や下の（ア）～（ウ）に掲げるような各施設の課題等について随時ヒアリングを行い個々の実情を把握するとともに、適宜適切な助言や支援を行うよう努めて下さい。

なお、各施設の課題については、局長通知にある「（１）社会的養護の課題と将来像での位置づけについて」（別添参照）や「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（平成２４年１０月とりまとめ）にある「小規模化の意義」及び「小規模化に当たっての課題と対応」（乳児院にあっては「小規模化に当たっての課題」）を踏まえるよう留意してください。

※考えられる各施設の主な課題例

（ア）小規模化・地域分散化に向けての職員の人材育成、人材確保策の検討

（イ）地域支援の具体的な方策（分園型小規模グループケアに対する支援、地域の里親・ファミリーホームに対する支援等）の検討

（ウ）現在の施設の整備状況とこれからの改築、大規模修繕等の計画の立案

ウ　家庭養護の供給量の算出について

家庭養護の供給量の算出については、里親等委託率を引き上げる目標とそれを実現するための具体的な方策について検討する必要があります。特に、単に「社会的養護の需要量－施設養護の供給量」の結果が機械的に記載された計画とするのではなく、現時点での供給量との差をどのように調整していくのか、具体策とともに検討をお願いします。

エ　その他

虐待件数の増加や社会的養護の対象となる障害児の増加に伴い、情緒障害児短期治療施設（情短施設）の役割が大きくなっていると認識しています。情短施設が不足している自治体においては、施設の新設や増設、児童養護施設から情短施設への転換、拡大等についても検討、情短施設への転換に興味を示している施設への打診をお願いします。

（２）推進計画の策定に向けた作業スケジュールのイメージについて

支援計画においては、①25年7月から12月をめどにニーズ調査を実施、②25年10月から26年3月頃をめどに各市町村で「量の見込み」を取りまとめ、都道府県へ報告、③26年1月から26年6月頃に「確保方策」等を検討し、26年9月までに市町村子ども・子育て支援事業計画案を取りまとめ、これを基に26年度中に都道府県において支援計画を取りまとめることとなっているところです。

このことから考えられる推進計画の策定に向けた作業スケジュールのイメージは以下のとおりですが、行政関係者と施設関係者等との十分な意見交換を行いながら、進めていただきますようお願いいたします。

25年7月～9月　策定に向けた準備作業の実施

ア　社会的養護の需要量の推計。

イ　各施設における養護計画の策定状況の確認。

⇒　未検討の施設については、早急に検討を開始するよう促し、検討スケジュールや検討方法等について助言をお願いします。現在検討中の施設については、現時点の検討状況等をヒアリングし個々の実情を把握するとともに、必要な助言や支援をお願いします（この時点の養護計画は途中段階の案のもので構いません。養護計画の確定は、「関係者からの意見聴取、検討」を踏まえ、「26年４月～９月 推進計画原案とりまとめ」前の時点で行っていただくことになります。）。

ウ　推進計画策定までのスケジュール作成等。

25年9月～26年3月　関係者からの意見聴取、推進計画の原案作成作業

ア　社会的養護の需要量の推計の精査。

イ　各施設の養護計画の検討状況等の中間まとめ（施設養護の供給量の見込み、課題の把握と対応策の検討等）。

ウ　家庭養護に係る推進施策及び目標値の設定に係る検討。

26年4月～9月　推進計画の原案とりまとめ

ア　社会的養護の需要量、施設養護の供給量、家庭養護の供給量の見込みについて確定。

イ　各施設の養護計画確定。

26年10月～12月　地方版子ども・子育て会議に報告

※　推進計画については、①推進期間（平成２７年度～平成４１年度）を通じて達成すべき目標及び推進期間を５年ごとの３期（前期・中期・後期）に区分した各期（５年）ごとの目標を設定、②５年ごとの期末に目標の見直しを行うこと、としております。

各期の期末に推進計画を見直す際には、各施設の養護計画についても必要に応じた見直しを行っていただきますようお願いいたします。

３　その他

（１）「社会的養護の課題と将来像」に掲げている児童養護施設等の直接処遇職員の基本配置の引き上げや加算職員の配置の充実については、国としても、引き続き、努力していくこととしています。

（２）本事務連絡に関する疑義や推進計画・養護計画策定に際する疑義がある場合には、当課指導係あて照会願います。今後、複数の自治体から類似の疑義が多数ある場合には、別途Ｑ＆Ａ等にて考え方をお示しする予定です。

(2) 乳児院の課題と将来像

乳児院の役割

○乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する**養育機能**

○**被虐待児・病児･障害児等への対応**ができる乳幼児の専門的養育機能

○早期家庭復帰を視野に入れた**保護者支援とアフターケア機能**
（在所期間は１か月未満が２６％、６か月未満を含めると４８％。長期在所にはこれらの支援が必要）

○児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、**乳児の一時保護機能**

○**子育て支援機能**（育児相談、ショートステイ等）

今後の課題

①専門的養育機能の充実

・被虐待児、低出生体重児、慢性疾患児、発達の遅れのある子ども、障害児など、医療・療育の必要な子どもに対し、リハビリ等の医療・療育と連携した専門的養育機能の充実

・個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置、経験豊富な看護職員の確保など
→平成２４年度予算で、基本配置の引上げ（1．7:1→1．6:1）、個別対応職員の全施設配置化。また、民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象に、看護師については医療機関を追加。

②養育単位の小規模化

・乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいことから、養育単位の小規模化（４～６人の小規模グループケア）を推進。養育担当者との愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援。

・乳児院では夜勤が必要なため、例えば２グループを１人の夜勤者がみることができる構造等が必要

③保護者支援機能、地域支援機能の充実

・保護者の多くは、子育てに不安や負担感をもち、育児の知識や技術をもたず、家族関係が複雑な場合もあり、かかわりの難しい保護者も増加しており、保護者支援の充実が必要。

・不必要に施設入所の長期化や児童養護施設への措置変更にならぬよう、里親委託の推進が必要。

・新たに里親支援担当職員を設置し、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員を合わせ、直接ローテーションに加わらない職員のチームで、保護者支援、里親支援等の地域支援機能を推進

・ショートステイ等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ重要な機能であり推進する。

・乳児院における小規模化事例について

※平成２５年３月「施設の小規模化等事例集」より抜粋。詳細については、
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working5.pdf に掲載。

事例番号	自治体名	施設名	事例概要
事例１	東京都	東京恵明学園乳児部	施設を全て小規模グループケア化している事例
事例２	岐阜県	麦の穂乳幼児ホーム かがやき	小規模グループケアを１グループ実施している事例
事例３	神奈川県	ドルカス ベビーホーム	小規模グループケアを本体１グループ、併設施設１グループで実施している事例
事例４	愛知県	竜陽園	併設施設で小規模グループケアを２グループ実施し、夜間は本園へ移動する事例

注：養育形態として、「小規模グループケア」、「小規模グループケア化」という用語を使用している箇所は、事例を作成した施設の表現方法をそのまま掲載している。

事例集に掲げた施設の選定及び記述に当たって留意した点

〇乳幼児の安心・安全の確保について特段の工夫をしている事例を選定。

〇本園の一部を小規模グループケアとしている事例や現に入所している幼児の居室等も含め小規模化の改築を行った事例を選定。

〇敷地や建物の状況のみならず、小規模化した経緯や児童のグループの作り方などソフト面への配慮や、職員の施設内の連携やバックアップ体制の確保などについても記載。

(3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

情短施設の役割

〇心理的精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、心理治療を行う。

〇施設内の分級など学校教育との密接な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行う。

〇比較的短期間（現在の平均在園期間2年4ヶ月）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割。

〇入所児は、被虐待児が７５％、広汎性発達障害の子どもが２６％、軽度・中度の知的障害の子どもが１２．８％、児童精神科を受診している子どもが４０％、薬物治療を行っている児童が３５％。（平成２２年１０月全情短調査）

今後の課題

① 情短施設の設置推進

・情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にあり、各都道府県に最低１カ所（人口の多い地域では複数）の設置が必要。平成２０年度３２か所であったが現在３８か所。平成２６年度に４７か所目標。児童養護施設からの転換を含め、将来５７か所を目標。

② 専門的機能の充実

・かかわりの難しい児童や家庭が増えており、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要
→平成２４年度から、基本配置の引上げ（５：１→　４．５：１）

③ 一時的措置変更による短期入所機能の活用

・児童養護施設や里親で一時的に不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に利用

④ 通所機能の活用

・地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要。
→平成２４年度から、児童養護施設の入所児童が必要な場合に情短施設への通所利用を可能に

⑤ 外来機能の設置

・入所前や退所後の支援、家族への支援のため、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実

⑥ 名称の見直し問題

・情緒障害という言葉への子どもや保護者の気持ちを考慮し、変更を希望する意見もあり今後の検討課題
→情短施設運営指針で、当面、「児童心理治療施設」という通称を用いることができることを定める。

(4) 児童自立支援施設の課題と将来像

児童自立支援施設の役割

○子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、教護院から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加え、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割を果たしている。

○職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた。

○「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの育ち直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施。

○児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等による入所もあり、これらの役割から、都道府県等に設置義務が課せられている。（現在、国立2、都道府県・指定都市立54、社福法人立2）

今後の課題

①専門的機能の充実等

・虐待を受けた経験をもつ子どもが６６％、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが３５％であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題。

・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要。

→平成２４年度から、基本配置の引上げ（５：１→ ４．５：１）

・被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援のため、心理療法担当職員の複数配置が必要

・中卒・高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能を充実する必要

・施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への対応

②相談、通所、アフターケア機能

・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実

・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会おけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制の確立

(5) 母子生活支援施設の課題と将来像

母子生活支援施設の役割

○母子生活支援施設は、当初は、生活に困窮する母子に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成９年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の生活支援」を追加し、名称も変更。

○近年では、ＤＶ被害者や虐待を受けた児童の入所が半数以上を占め、「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かして、支援機能の充実が求められている。

今後の課題

①入所者支援の充実

・施設による取組みの差が大きく、住む場所の提供にとどまる施設も多い。すべての施設が、母に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止、母子再統合の支援、アフターケア、地域支援等を充実する必要。

②職員配置の充実と支援技術の普及向上

・入所者支援の充実のため、母子支援員・少年指導員の基本の人員配置を引き上げる必要。
　→平成２４年度から、基本配置の引上げ（定員１０世帯以上の施設の母子支援員を１名増員）

・個別対応職員の配置推進と２０世帯以上施設での早期の義務化、保育設備を有する場合の保育士の配置を保育所並に引上げ、特に対応が困難な母子の人数に応じた加算職員の複数配置を検討。

・支援技術や支援事例を広く伝え、全体の力量を高める必要。夜間宿直体制による安全管理も重要。

③広域利用の確保

・ＤＶ被害者は、加害夫から逃れるために遠隔地の施設を利用する場合が多い。

・広域利用に積極的な自治体とそうでない自治体があることから、円滑な広域利用を推進。

④子どもの学習支援の充実

・貧困の連鎖を断ち切るためには、母子生活支援施設の子どもへの学習支援が重要。

・児童養護施設にあるような入学時の支度費を設けたり、学習ボランティアなどを含めた支援が必要。
　→平成２４年度から、母子生活支援施設にも児童養護施設等と同様の入進学支度金等を支給

⑤児童相談所・婦人相談所との連携

・母子福祉施策や生活保護の専門的ケースワークと連携するため、福祉事務所で実施しているが、児童虐待の防止等の側面があることから、児童相談所や婦人相談所との連携も重要。

⑥公立施設の課題

・公立施設での加算職員の配置推進。指定管理者制度による公設民営施設での長期的視野での取組み。

「ひとり親家庭への支援施策の在り方について」（中間まとめ）の概要

＜社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会　中間まとめ（平成25年8月23日）＞

○　平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく検討のため設置。今後、この「中間まとめ」に沿い施策を進めていく考え。

ひとり親家庭の現状

○　ひとり親家庭の平均所得は、一般子育て世帯の約4割。平均稼働所得は、一般子育て世帯の約3割。

○　ひとり親家庭の母の約8割、父の約9割が就労。うち非正規が母で約5割（平均就労収入125万円）、父で約1割（同175万円）。

○　就労していないひとり親も、母の約9割、父の約8割が就労を希望しているが、就業できていない状況。

○　「子どもの貧困率」は、15．7%だが、「大人が一人」の「子どもがいる現役世帯」の相対的貧困率は、50．8%。

○　ひとり親家庭は、子育てと生計を一人で担う不利を抱え、両立の困難、非正規雇用の増加等の影響から厳しい状況。

ひとり親家庭の自立と支援

○　子どもへの影響等の観点からもできる限り就業自立を目指すべき。そのために一般施策とひとり親家庭向け施策と双方の充実が必要。

○　他方で就労自立が直ちには困難な家庭もあり、状態像に応じた自立支援も必要。

○　福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたった支援が必要であり、関係機関との協力・連携が不可欠。

1．支援施策全体、実施体制

＜現状・課題＞

○　ひとり親家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげるべき、母子自立支援員を中心とした相談支援体制が不十分。

○　地域により支援メニューに、ばらつきあり。

○　支援施策が知られておらず、利用が低調。

○　経済的に厳しい状況の父子家庭も存在。

＜施策の方向性＞

○　地域の支援ニーズや社会資源の在り方に応じた相談支援窓口の整備のために必要な支援、先進的取組等の収集・情報提供

○　母子自立支援員について自治体の理解を得て体制強化等の促進や研修機会の充実

○　ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備のため「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の策定の要請及び助言・支援

○　支援施策の更なる周知と利用の促進

○　父子家庭への支援の推進、支援施策の周知徹底

＜現状・課題＞

＜施策の方向性＞

２．就業支援

○ 就業状況や就業希望など状態像は様々。

○ 多くが非正規雇用で働き、稼働所得が不十分。

○ 就業・転職には資格取得が有効。

○ 就業支援特別措置法が施行。

○ 状態像に応じたきめ細かな就業支援

○ 休日夜間などの相談支援、講習の設定等よりよい就業への転職やキャリアアップの支援

○ 対象資格の拡大促進等による高等技能訓練促進費等事業等の更なる活用促進、給付金の非課税措置の検討

○ 就業支援特別措置法に沿った国・自治体による取組の推進

３．子育て・生活支援

○ 両立には、子育て・生活支援が不可欠。一般の子育て支援とひとり親家庭向けの支援の組合せが重要。

○ 日常生活の安定が必要な家庭など状態像に応じた支援が必要。

○ 親の多忙による子どもへの影響も懸念。
進学希望が実現できていない状況。

○ 子ども・子育て支援法に基づく新制度上の保育所の優先利用などのひとり親家庭への配慮の確保

○ 各自治体でのニーズに対応した 「母子家庭等日常生活支援事業」の実施と周知

○ 母子生活支援施設の周知、広域的利用等、支援の質の向上、職員体制の充実、地域的偏在への対応

○ 当事者の相互交流・情報交換の機会確保の支援、学習支援ボランティア事業等子どもへの支援の充実や活用促進

４．養育費確保支援

○ 養育費確保の取決め、履行は十分に進まず。

○ 面会交流は、子どもの立場からも重要。

○ 養育費に関する離婚当事者等への周知啓発、離婚時における養育費相談への誘導等養育費確保を促す支援のための協力体制、地域の相談員の資質向上のための研修事業等の活用促進

○ 面会交流の意義・課題等の周知啓発、面会交流支援の専門性を踏まえた関係機関との責任・役割分担の明確化

５．経済的支援

○ 児童扶養手当は重要な経済的支え。
公的年金との併給制限が検討課題。

○ 母子寡婦福祉資金は進学等に一定の役割。
父子家庭への対象拡大が検討課題。

○ 児童扶養手当よりも少額の公的年金とを受給する場合の差額分の所得保障について児童扶養手当の支給等検討

○ 母子寡婦福祉資金の貸付対象の父子家庭への拡大

ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）（平成25年8月23日）（抜粋）

第２.ひとり親家庭への支援施策のあり方に関する課題と方向性

３．子育て・生活支援について

（２）施策の方向性　（抜粋）

○　ひとり親の中には、例えば、DVや児童虐待の被害を受けたトラウマに苦しむなど様々な課題を抱えている者もおり、母子生活支援施設等において支援が行われている。こういった安定した生活のための自立支援が必要なひとり親に対しては、個別の事情を踏まえた回復への支援や日常生活や社会生活での自立のための訓練などから入っていくなど継続的、計画的な寄り添い型の支援について検討が必要である。

○　この場合、母と子が共に生活しながら、それぞれの個別の課題に対応した専門的支援を受けることができる母子生活支援施設については、地域の社会資源として更に活用することが望ましく、ニーズを持つ母親及びその支援者への周知、広域的な利用など積極的な活用、支援の質の向上、職員体制の充実、施設の地域的偏在への対応について検討が必要である。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）

目的

○　この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

○　政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○　大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○　都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

施行期日等

○　公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○　政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

貧困率の国際比較（2010年）

○日本の相対的貧困率は、OECD34カ国中29位の水準　○「子どもの貧困率」は34カ国中25位であるが、大人が一人の「子どもがいる世帯」では33位

相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる世帯の相対的貧困率								
						合計			大人が一人			大人が二人以上		
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	チェコ	5.8	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	3.0	1	デンマーク	9.3	1	ドイツ	2.6
2	デンマーク	6.0	2	フィンランド	3.9	2	フィンランド	3.7	2	フィンランド	11.4	1	デンマーク	2.6
3	アイスランド	6.4	3	ノルウェー	5.1	3	ノルウェー	4.4	3	ノルウェー	14.7	3	ノルウェー	2.8
4	ハンガリー	6.8	4	アイスランド	7.1	4	アイスランド	6.3	4	スロヴァキア	15.9	4	フィンランド	3.0
5	ルクセンブルク	7.2	5	オーストリア	8.2	5	オーストリア	6.7	5	イギリス	16.9	5	アイスランド	3.4
6	フィンランド	7.3	5	スウェーデン	8.2	6	スウェーデン	6.9	6	スウェーデン	18.6	6	スウェーデン	4.3
7	ノルウェー	7.5	7	チェコ	9.0	7	ドイツ	7.1	7	アイルランド	19.5	7	オーストリア	5.4
7	オランダ	7.5	8	ドイツ	9.1	8	チェコ	7.6	8	フランス	25.3	7	オランダ	5.4
9	スロヴァキア	7.8	9	スロベニア	9.4	9	オランダ	7.9	8	ポーランド	25.3	9	フランス	5.6
10	フランス	7.9	9	ハンガリー	9.4	10	スロベニア	8.2	10	オーストリア	25.7	10	チェコ	6.0
11	オーストリア	8.1	9	韓国	9.4	11	フランス	8.7	11	アイスランド	27.1	11	スロベニア	6.7
12	ドイツ	8.8	12	イギリス	9.8	11	スイス	8.7	12	ギリシャ	27.3	12	スイス	7.2
13	アイルランド	9.0	12	スイス	9.8	13	ハンガリー	9.0	13	ニュージーランド	28.8	13	ハンガリー	7.5
14	スウェーデン	9.1	14	オランダ	9.9	14	イギリス	9.2	14	ポルトガル	30.9	13	ベルギー	7.5
15	スロベニア	9.2	15	アイルランド	10.2	15	アイルランド	9.7	15	メキシコ	31.3	15	ニュージーランド	7.9
16	スイス	9.5	16	フランス	11.0	16	ルクセンブルク	9.9	15	オランダ	31.3	15	ルクセンブルク	7.9
17	ベルギー	9.7	17	ルクセンブルク	11.4	17	ニュージーランド	10.4	17	スイス	31.6	15	イギリス	7.9
18	イギリス	9.9	18	スロヴァキア	12.1	18	ベルギー	10.5	18	エストニア	31.9	18	アイルランド	8.3
19	ニュージーランド	10.3	19	エストニア	12.4	19	スロヴァキア	10.9	19	ハンガリー	32.7	19	オーストラリア	8.6
20	ポーランド	11.0	20	ベルギー	12.8	20	エストニア	11.4	20	チェコ	33.2	20	カナダ	9.3
21	ポルトガル	11.4	21	ニュージーランド	13.3	21	カナダ	11.9	21	スロベニア	33.4	21	エストニア	9.7
22	エストニア	11.7	22	ポーランド	13.6	22	ポーランド	12.1	22	ドイツ	34.0	22	スロヴァキア	10.7
23	カナダ	11.9	23	カナダ	14.0	23	オーストラリア	12.5	23	ベルギー	34.3	23	ポーランド	11.8
24	イタリア	13.0	24	オーストラリア	15.1	24	ポルトガル	14.2	24	イタリア	35.2	24	日本	12.7
25	ギリシャ	14.3	25	日本	15.7	25	日本	14.6	25	トルコ	38.2	25	ポルトガル	13.1
26	オーストラリア	14.5	26	ポルトガル	16.2	26	ギリシャ	15.8	26	スペイン	38.8	26	アメリカ	15.2
27	韓国	14.9	27	ギリシャ	17.7	27	イタリア	16.6	27	カナダ	39.8	26	ギリシャ	15.2
28	スペイン	15.4	28	イタリア	17.8	28	アメリカ	18.6	28	ルクセンブルク	44.2	28	イタリア	15.4
29	日本	16.0	29	スペイン	20.5	29	スペイン	18.9	29	オーストラリア	44.9	29	チリ	17.9
30	アメリカ	17.4	30	アメリカ	21.2	30	チリ	20.5	30	アメリカ	45.0	30	スペイン	18.2
31	チリ	18.0	31	チリ	23.9	31	メキシコ	21.5	31	イスラエル	47.7	31	メキシコ	21.0
32	トルコ	19.3	32	メキシコ	24.5	32	トルコ	22.9	32	チリ	49.0	32	トルコ	22.6
33	メキシコ	20.4	33	トルコ	27.5	33	イスラエル	24.3	33	日本	50.8	33	イスラエル	23.3
34	イスラエル	20.9	34	イスラエル	28.5	―	韓国	―	―	韓国	―	―	韓国	―
OECD平均		11.3	OECD平均		13.3	OECD平均		11.6	OECD平均		31.0	OECD平均		9.9

（出所）OECD (2014) Family database“Child poverty”、ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年

(6) 里親委託の推進

里親委託の役割

○里親委託は、次のような効果が期待できることから、**社会的養護では里親委託を優先して検討**。

(a) 特定の大人との**愛着関係**の下で養育され、**安心感**の中で**自己肯定感**を育み、**基本的信頼感**を獲得できる

(b) **適切な家庭生活を体験**する中で、家族のありようを学び、将来、**家庭生活を築く上でのモデル**にできる

(c) **家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学ん**だり、**地域社会の中で社会性を養う**とともに、豊かな生活経験を通じて**生活技術を獲得**できる

○里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば**実家的な役割**を持つことができる。

○養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の４つの類型の特色を生かしながら推進。

里親委託の推進

①里親委託率の引上げ

・日本の社会的養護は、施設が９割で里親は１割。欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。

・しかし、日本でも、新潟県で４４．３%など、里親委託率が３割を超えている県もあり、最近８年間で、福岡市が６．９%から３１．５%へ増加するなど、大幅に伸ばした県・市もある。

・これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、ＮＰＯや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力をしており、日本でも里親委託率を３割以上に引き上げることは十分可能。

・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。

→平成２４年３月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進

②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

・望まない妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。

・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。

→平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正

・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

里親委託の推進と里親支援機関

○里親に委託される社会的養護の子どもは、虐待を受けた経験があり、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流、レスパイト（里親の休養）など、里親支援を行い、里親の孤立化の防止が重要。

○里親支援機関は、里親会や、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、ＮＰＯなど、それぞれの特色に応じて、多方面から支援することが重要であり、里親支援機関の好取組事例の普及を図る。

○市町村と連携し、地域の子育て支援事業も活用。

→平成24年度から、児童養護施設と乳児院に、里親支援専門相談員を設置し、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員とともに、里親委託の推進と里親支援を行う

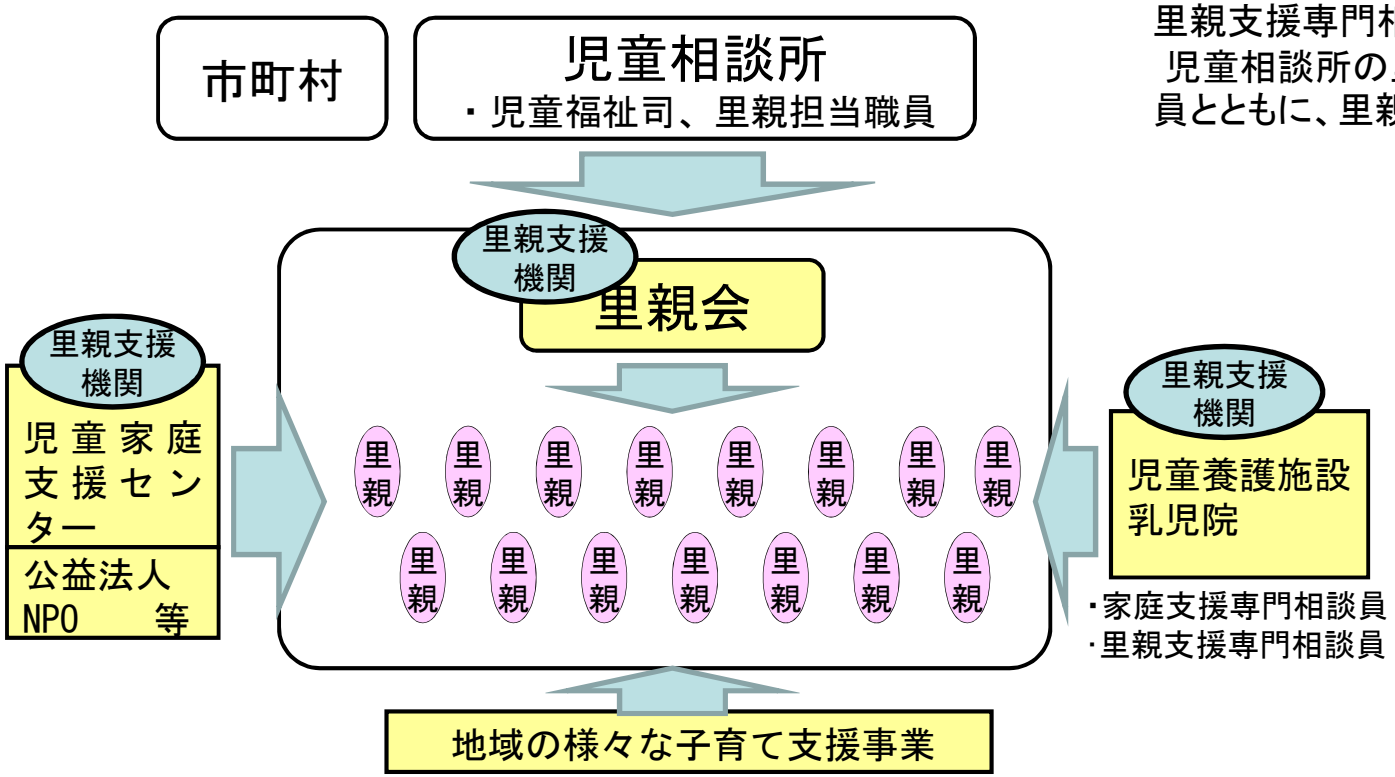

里親支援機関事業

実施主体
・都道府県・指定都市・児相設置市
・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

里親制度普及促進事業	普及啓発
	養育里親研修
	専門里親研修
里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等
	里親家庭への訪問支援
	里親による相互交流

里親支援専門相談員の配置状況（平成２４年１１月、平成２５年１０月）

・里親支援専門相談員は、１年間でほぼ2倍の配置状況
・将来は、すべての児童養護施設、乳児院に配置（約700人）

		里親支援専門相談員配置数（か所）						（参考）児童相談所数
		乳児院		児童養護施設		合計		
		H24	H25	H24	H25	H24	H25	
1	北海道			3	5	3	5	8
2	青森県				3		3	6
3	岩手県			1	1	1	1	3
4	宮城県				1		1	3
5	秋田県							3
6	山形県			1	2	1	2	2
7	福島県							4
8	茨城県		2	1	2	1	4	3
9	栃木県	1	2	2	5	3	7	3
10	群馬県			3	3	3	3	3
11	埼玉県	1	2	2	10	3	12	6
12	千葉県			4	5	4	5	6
13	東京都	6	9	14	22	20	31	11
14	神奈川県	1	2	3	9	4	11	5
15	新潟県							5
16	富山県							2
17	石川県							2
18	福井県			1	1	1	1	2
19	山梨県	1	1	1	1	2	2	2
20	長野県							5
21	岐阜県		1		4		5	5
22	静岡県			2	3	2	3	5
23	愛知県	1	2			1	2	10
24	三重県		1		2		3	5
25	滋賀県	1	1	1	2	2	3	2
26	京都府		2		1		3	3
27	大阪府	3	4	9	16	12	20	6
28	兵庫県			4	5	4	5	5
29	奈良県				2		2	2
30	和歌山県							2
31	鳥取県	2	2	1	2	3	4	3
32	島根県							4
33	岡山県							3
34	広島県			1	2	1	2	3
35	山口県	1	1	5	6	6	7	5

		里親支援専門相談員配置数（か所）						（参考）児童相談所数
		乳児院		児童養護施設		合計		
		H24	H25	H24	H25	H24	H25	
36	徳島県			1	1	1	1	3
37	香川県				1		1	2
38	愛媛県							3
39	高知県	1	1			1	1	2
40	福岡県	3	3	4	7	7	10	6
41	佐賀県		1	1	3	1	4	1
42	長崎県	1	1	2	2	3	3	2
43	熊本県			2	5	2	5	2
44	大分県	1	1	4	7	5	8	2
45	宮崎県			1	1	1	1	3
46	鹿児島県				1		1	3
47	沖縄県		1	2	2	2	3	2
48	札幌市	1	1	2	2	3	3	1
49	仙台市							1
50	さいたま市							1
51	千葉市				1		1	1
52	横浜市		3				3	4
53	川崎市			1	1	1	1	3
54	相模原市				1		1	1
55	新潟市							1
56	静岡市				1		1	1
57	浜松市				1		1	1
58	名古屋市		1		1		2	2
59	京都市		1		4		5	2
60	大阪市	2	3	2	6	4	9	1
61	堺市			2	4	2	4	1
62	神戸市		3				3	1
63	岡山市							1
64	広島市	1	1	1	1	2	2	1
65	北九州市			1	1	1	1	1
66	福岡市		1		1		2	1
67	熊本市	1	1	1	1	2	2	1
81	横須賀市							1
83	金沢市							1
合計		29	55	86	171	115	226	207

※1　里親支援専門相談員の配置数については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
※2　児童相談所数については、雇用均等・児童家庭局総務課調べ

里親ファミリーホーム養育指針ハンドブック

全国里親委託等推進委員会作成

ハンドブックのねらい

●養育指針の内容を実際の養育に引きつけて考えるためのツールの提示。
●支援者が、里親や子どもの感じ方やニーズを知るための参考の提示。

ハンドブックの活用

１．里親等

里親等が読んで、自らの養育について振り返りを行う。
里親サロン等の里親やファミリーホームの集まりで、読み合わせをして、意見交換をする。
里親の研修や自主勉強会で、養育について考える際の参考とする。

２．支援者（児童相談所・里親支援機関等）

支援者が読んで、里親の考え方などを理解する。
里親が支援を受けて、良かったり、困ったりした事例から、里親のニーズを知る。
支援者が支援を行う際に、事例を利用して里親の経験を伝え、里親の理解を得る。

３．里親等と支援者

里親等と支援者が、課題になっている事柄に近い解説部分や事例を共に読んで、子どもとの関わり方や養育について考えるときに、客観的に考えるためのツールにする。

５年ごとの養育里親更新研修への活用

里親委託推進の取組事例

具体的な取り組み事例（福岡市）

〇平成16年当時、福岡市内の**児童養護施設は満杯**。児童養護施設を新設するにしてもお金も時間もかかる。
「施設がいっぱいなので、行き先確保のために里親を増やそう」

〇平成16年12月、日本子どもの虐待防止研究会福岡大会が開催。子どもの課題に取り組むネットワークづくりを行っているNPO法人が市民フォーラムを関連事業として開催。2日間で1,000人の市民が集まる。それを目の当たりにした行政は「里親開拓にNPO法人のネットワークを活用できないか？」と考え、「里親制度普及促進事業」を委託

NPO	児童相談所
〇最初にイメージを作る。事業名を**「新しい絆プロジェクト」**、実行委員会の名称を**「ファミリーシップふくおか」**（「里親＝暗いイメージ」を払しょくし、明るく、素晴らしいイメージに。→**プロのデザイナーとコピーライター**に依頼） **〇里親を知ってもらう市民フォーラムの開催**。広報啓発は分かりやすく、親しみやすいイメージで統一、**感動でつながっていく仕組みづくり**（音楽・絵本の朗読から、里親の体験談に）、**里親だけでなく協力者も募集**（協力者になることで市民意識が醸成）、**子どもプログラム**（子どもが参加したいと大人も付いてくる） ⇒参加者に、「子どもは、みんな社会の子」という認識がうまれた。 **社会的養護の社会化**　がはかられる。	**〇児相職員の意識の変化** 「まず里親を探そう」 職員の「**里親に委託して良かった**」という成功体験によって、里親委託優先の意識が高まる。 しかし、施設には、心理士などの専門職がいるが、里親家庭の場合はすべて児童相談所が行うことになるため、**里親委託は大変**。

〇里親委託率が上がると、里親への委託児童数が増える。
里親家庭内において、子どもや里親の様々な問題や課題が頻回に発生。児相では、毎日、毎週が里親、里子のニーズに沿った相談支援の連続になった。**里親家庭への支援体制が欠かせない**。このため、児相に里親支援の専従班をつくり、里親制度だけに専念できる組織及びケース数に応じた相談支援職員を配置し、体制を整備。

まとめ

NPOの力を活用して感動やイメージづくりを行い、協力者を募集するなど市民参加型の普及活動を広く市民に働きかけるとともに、児童相談所に里親支援専従班を配置するなどの支援体制の強化を行うことにより、里親委託率の増加を行った。

具体的な取り組み事例（大分県）

○平成12年～13年当時、児童養護施設等が満杯。県として、要保護児童の措置先の選択肢の乏しさや集団生活に適応できない子の存在があった。平成14年の国による里親制度の改革があり、**「子どもの最善の利益を確保する」という児童の権利条約に基づいた視点**から、児童相談所内で里親制度の有効性を取りまとめることとなった。

↓

○里親委託の成功体験を共有。里親委託してみると子どもたちの表情などに変化が見られ、有効と考えるようになった。これが児童相談所全体にとって「里親委託の成功体験」につながった。大分県では、児童福祉司を専門職にしていないが、児童相談の経験を持つ者をスーパーバイザーの立場で再度赴任させるなど、児童相談所の専門性の確保に努め、**組織的に里親委託を推進**した。

↓

○施設との連携・相互理解を県の事業展開の大きな柱に。乳児院や児童養護施設の理解を得るとともに施設による里親への支援が不可欠と考え、児相の呼び掛けで施設職員が里親研修に参加。里親への肯定的理解が高まる。

○大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、平成17年度から**里親制度説明会を全市町村で継続的に開催**。市町村広報の2～3週間後に説明会を実施すると人が集まりやすい。**真剣に考えて里親になってくれる人にしっかりとした情報を届ける**。併せて市町村へ継続的にアプローチ。

↓

○里親支援を丁寧に行う。里親制度にかかわる児童相談所の人員を増やし体制強化（里親専任職員の配置）
里親専任職員を置くことで専門性の向上、里親研修やレスパイトケア、里親登録証の発行など。

○里親の社会的養護の担い手としての意識を高める。里親会への里親サロンの委託や措置費の請求を里親自身が行う取り組み。

まとめ

里親になることを真剣に考える人に対象を絞り、参加者の興味や理解にあわせて情報を届ける活動および里親専任職員を置くなどの児童相談所の里親支援体制の強化を、10年間かけて、着実かつ継続的に行うことにより、里親委託率の増加を行った。

⑺ ファミリーホームの課題と将来像

ファミリーホームの役割

○　ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成２１年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行うもの。

今後の課題

①大幅な整備促進

・子ども子育てビジョンでは、平成２６年度までに１４０か所を整備（平成２５年１０月現在２１８か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要であり、将来は１０００か所程度を見込む。

・これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設したり、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプが増えることが期待される。

・整備促進のためには、借家によりホームを運営する場合に家賃を補助することが必要。

→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月１０万円）

②専門性の向上と支援体制の構築

・養育者の研修の充実や、訪問や相互交流などの孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の中で、支援を推進。

→・平成２３年３月末の実施要綱改正で、里親支援機関や児童家庭支援センターの里親支援にファミリーホームを加え、ファミリーホームに里親研修を受講するよう努めることと規定

・児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であることを明確化するよう、平成２４年３月末に児童福祉法施行規則及び実施要綱を改正。

(8) 自立援助ホームの課題と将来像

自立援助ホームの役割

○自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した２０歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

今後の課題

①整備推進

・子ども子育てビジョンで、平成２６年度までに１６０か所を整備（平成25年10月現在113か所）

②対応の難しい児童等への対応

・自立援助ホームは、本来は、児童養護施設よりも、自立度の高い利用対象を想定しているが、被虐待、発達障害、精神科通院、高校中退、家庭裁判所の補導委託や少年院からの身元引き受けなど、様々な困難を抱えている児童等を引き受けている実態がある。

・本来、対応が難しい児童は、児童養護施設や児童自立支援施設等で引き受けるべきであるが、自立援助ホームの特色を生かし、多様な利用者を支援

・虐待を受けた児童等の緊急の避難先として民間で運営されている「子どもシェルター」については、自立援助ホームの制度を適用し、取り組みを支援する。

→平成２３年７月に実施要綱を改正し適用

③運営費の充実

・平成２３年度から、措置費の定員払化を行い、ホームの運営を安定化。

・借家によりホームを運営する場合の家賃補助や、収入のない児童の医療費の補助が必要。

→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月１０万円）。また、児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給。

④２０歳以降のアフターケア

・２０歳以降の延長も可能とする改正については、将来の検討課題。

・一方、２０歳までに一定の力をつけて自立する努力。ホーム近隣のアパートで自活し、ホームがアフターケアとして相談支援していく取り組みが重要。

⑼ 児童家庭支援センターの課題と将来像

児童家庭支援センターの役割

○児童家庭支援センターは、平成９年の児童福祉法改正で制度化。専門的な知識技術を必要とする相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。平成２０年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられた。

今後の課題

①児童家庭支援センターの整備推進

・平成２５年１０月現在９８か所。子ども子育てビジョンでは、平成２６年度までに１２０か所を整備する目標。 児童家庭支援センターは、施設と地域をつなぐ機関として増やし、将来は、児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。施設と離れた利用しやすい場所に設けることも考えられる。

②市町村との連携及び役割分担の明確化

・児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割の拠点として制度化された。その後、市町村が虐待対応の第一次的な相談窓口となり、要保護児童対策地域協議会なども設けられ、市町村の役割も大きくなり、地域子育て支援拠点事業などにおける子育て相談の実施など市町村事業も充実している。

・このため、一般的な子育て相談に近い部分は、市町村や様々な子育て拠点事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高めていくことが必要。

・具体的には、施設入所には至らない前段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の家族再統合への支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行う役割の充実が重要。

③里親支援機関としての役割分担の明確化

・各地域で、里親支援のうち児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要。
・里親支援機関の中心を担う目的で新たな児童家庭支援センターの設置も考えられる。

４．社会的養護の質の向上、親子関係再構築の充実、権利擁護など

(1) 施設の運営の質の向上

施設の運営の質の差が大きいことから、
① 各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書」を作成し、
② 施設が課題に気づき、運営の質の改善を図るため、全職員が参加して行う「自己評価」と、社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づける。

平成２３年度に指針を作成し、それを掘り下げた手引書を平成２４年度から２５年度にかけて作成する。

施設種別毎の「施設運営指針」及び「里親等養育指針」の作成

・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成
　→平成24年3月に指針を策定

種別毎の「手引書」の作成

・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。

・このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書を作成。

指針等を踏まえて策定した基準により、平成２４年度から自己評価と第三者評価を義務化し、施設の運営の質を高めていく。

「自己評価」の義務づけ

・各施設で、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己評価を行う。

「第三者評価」の義務づけ

・すでに任意で実施されている社会福祉事業共通の福祉サービス第三者評価とは別に、社会的養護関係施設第三者評価は、3年に1回以上の受審と結果の公表を義務づけ、平成24年4月に始まった。
　→平成23年9月に省令を改正
　→平成24年3月に全国共通の評価基準を策定

社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

○社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。

○受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み （平成１６年通知）	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み （平成２４年通知）
受審	規定なし（受審は任意）	３年に１回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関（全国で有効） ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、３年で１０か所以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①＋第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし（自己評価は任意）	毎年度、自己評価を行わなければならない

※「全国推進組織」は、全国社会福祉協議会

社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

（全国共通基準の場合）

社会的養護関係施設	第三者評価機関
（1）評価機関の選定	
・評価機関の選択（情報収集） 全国推進組織・都道府県推進組織HP等 ・評価機関への問合せ	・評価実施方法、費用、スケジュールの説明
・評価機関の決定 ・職員向け説明会の実施	**（2）契約**
（3）事前準備・事前分析 （以降、一貫して2名以上の評価調査者で実施。うち1人は必ず全社協の研修修了者）	
事前準備 ①自己評価（職員個々、チーム等） ②利用者調査実施協力（必須） ③事前提出資料 施設のパンフレット、事業報告、事業計画等	事前分析 左記①～③を施設から受領次第、順次分析（個々の職員が記入した自己評価は、評価機関で回収し、集計・分析することも可） ・評価調査者は訪問調査に当たり、各自の事前分析、評価者間の事前協議を行う
（4）訪問調査(1.5 日) オリエンテーション（スケジュールなどの確認）／施設見学／施設長、職員インタビュー　／書類等確認等	
（5）評価結果のとりまとめ	
	・評価調査者の合議による評価結果の取りまとめ（必要に応じて施設との調整と確認）
（6）評価結果の報告(評価結果報告会)	
・施設コメントの記入	・施設への評価結果のフィードバック
（7）評価結果の公表	

第三者評価機関の評価調査者の役割は、施設の現状や課題を明らかにして、質の向上を図るために、施設職員の気付きを促すこと。

評価実施方法の説明で、評価機関と自己評価の方法の打ち合わせを行うが、第三者評価では、いかに適切に自己評価できたかが鍵となること。

社会的養護関係施設第三者評価の訪問調査では、福祉サービス第三者評価に比し、外形的な判断を行うことが難しいため調査者と職員との対話を重視。

ａｂｃの3段階評価で示されるが、ａ評価は施設運営指針に掲げられている目指すべき状態であるため、標準的な施設は、ｂ評価の項目が多くなると考えられること。

評価結果の公表は、全国社会福祉協議会のホームページ上で行われる。
公表することにより、施設運営の透明性、信頼性を担保。

社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三者評価を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。

第三者評価を行う年の自己評価（評価機関との打ち合わせで決定）

自己評価のみの年（施設で選択）

		自己評価の手順（職員分担等）					第三者評価受審の年における自己評価結果の第三者評価機関への提出内容
		職員レベル ※職員が自分でできているかでなく、施設全体の評価を行う。		チームレベル（ケア単位、職種別等） ※施設全体の評価を行う。		施設全体レベル（職場全体又は施設長自身）	
段階を経て実施	タイプ１　全職員参加型 職員個人、チーム、施設全体の３段階の順をふんで評価結果を取りまとめる場合	●職員個人が実施 ●全項目の自己評価案を作成	⇒	●各チームで、職員個人が作成した案をもとに合議し、チームの自己評価案を作成	⇒	●各チームで作成した案をもとに合議し、自己評価を完成（作成した自己評価を全職員に合議の過程も含めて周知。自己評価結果を分析し、施設運営の質を向上。）	施設として取りまとめた自己評価結果を提出 ⇒ 施設全体版
	タイプ２　チーム型（項目分担） チーム（評価項目を分担）及び職場全体の２段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）		●各チームで合議し、分担した評価項目の自己評価案を作成	⇒		
	タイプ３　チーム型（全項目） チーム（全評価項目）及び職場全体の２段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）		●各チームで合議し、全評価項目について自己評価案を作成	⇒		
各自実施	タイプ４ 施設長、チームそれぞれが自己評価を取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（各自で読み込み）		●各チームで合議し、自己評価（チーム版）を完成		●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	⇒ 施設長版 実施数分を提出 ⇒ チーム版×チーム数
	タイプ５ 施設長、全職員それぞれが自己評価をとりまとめる場合	●職員個人が全項目〈あるいは一部〉の自己評価〈職員版〉を完成				●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	⇒ 施設長版 実施数分を提出 ⇒ 職員版×職員数

第三者評価受審計画集計結果

児童養護施設			乳児院			情緒障害児短期治療施設			児童自立支援施設			母子生活支援施設			自治体合計
H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	
58	246	284	14	57	60	2	17	19	6	13	39	18	83	144	1060
588			131			38			58			245			

H24	98	※1　平成24年度については、実績。平成25年度、26年度については受審計画である。
H25	416	※2　平成25年5月8日現在の受審計画である。
H26	546	※3　東京都は、毎年受審する施設も多いため、3年間で施設数を均等に配分している。

第三者評価機関全国推進組織認証数

県名	評価機関数	県名	評価機関数	県名	評価機関数	県名	評価機関数
北海道	6	東京	14	滋賀	0	香川	1
青森	1	神奈川	7	京都	5	愛媛	2
岩手	1	新潟	1	大阪	9	高知	1
宮城	3	富山	2	兵庫	4	福岡	1
秋田	2	石川	3	奈良	2	佐賀	3
山形	1	福井	0	和歌山	2	長崎	2
福島	3	山梨	0	鳥取	1	熊本	4
茨城	1	長野	3	島根	1	大分	1
栃木	1	岐阜	5	岡山	3	宮崎	2
群馬	2	静岡	3	広島	1	鹿児島	4
埼玉	4	愛知	7	山口	1	沖縄	1
千葉	6	三重	4	徳島	1	合計	132

(2) 施設職員の専門性の向上

① 施設長の資格要件及び研修の義務化

・平成２３年の民法等改正で、施設長の役割が強化された。また、施設運営の質は、施設長による部分が大きい。

・このため、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定める

・施設長研修は、施設団体が実施する研修を指定。２年に１回以上の受講を義務づけ

→平成２３年９月の省令改正で、施設長の資格要件を定め、研修を義務づけ

② 施設の組織力の向上

・平成２１年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」の配置と専門性の向上を推進

・今後の課題として、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、ケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものを配置し、措置費の俸給格付けを検討

・「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、組織として一体的な力を発揮。また、キャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上を図る。

※基幹的職員の配置（平成21年度～）

・平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。

・基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

③ 職員研修の充実

・社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。

・各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進

・人材確保のため、就職前の学生に体験してもらうインターンシップも重要

(3) 親子関係の再構築支援の充実

① 親子関係の再構築支援の課題

○施設はかつての親がない子どもの養育から、虐待があり、児童相談所が介入により親子分離した子どもが増えている。

○児童相談所は、親子分離した子どもを再び親の養護下で生活できるようにするため、親に対して子どもへの接し方や生活環境の改善等の指導を施設と協力して行っている。しかし、施設措置解除後に、虐待が再発した事例も生じている。

○児童相談所の介入により親子分離した子どもの親子関係の修復は、多様で複雑な課題を抱えている。親は虐待を否認していたり、児童相談所との対立がある場合も多く、困難さもある。不適切な養育を受けた子どもは、保護者との愛着形成に課題があり、社会適応の難しさがあるとの指摘もある。

○したがって、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止、親子分離に至らない段階での親支援のために、施設においても親子関係の再構築支援が重要となる。

② 親子関係の再構築支援の充実

○施設は子どもが生活している場所であり、家庭支援専門相談員により、家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、 一時的帰宅などの段階的な支援を行う。

○また、暴力以外の方法を知らずにしつけと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導するコモンセンス・ペアレンティング（ＣＳＰ）など、様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われているので、取り入れる。

○子どもにとって、その生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要である。

○親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要である。

③ 親子関係の再構築支援ワーキンググループ

○以上のことを受けて、平成24年度から親子関係再構築支援ワーキンググループを立ち上げ、施設による親子関係再構築支援の取組事例の収集を作成して、平成25年度は、施設による親子関係再構築支援のガイドラインを作成することとしている。

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集

平成25年3月

作成：親子関係再構築支援ワーキンググループ委員（座長：大正大学人間学部臨床心理学科教授犬塚峰子）
　児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童家庭支援センター・児童相談所関係者により、各施設の事例を収集し、まとめている。

構成：

１．全体的な構成

　巻頭に「施設における親子関係再構築支援について」「親子関係再構築支援における施設と児童相談所の連携について」を掲載し、その後に施設ごとの事例を掲載している。施設ごとの最初のページに、その施設の支援の特徴を掲載している。

２．各事例の構成

　全部で２６事例が収集されている。（児童養護施設9事例・乳児院6事例・情緒障害児短期治療施設3事例・児童自立支援施設2事例・母子生活支援施設3事例・児童家庭支援センター3事例）
　各事例は【事例の概要】【課題】【方針】【取組】【取組のポイント】【まとめ】で構成しており、最後に事例を読んだ委員からの感想や質問を【コメント】として示し、それに対する回答などを事例の執筆者が【リコメント】として記している。

活用：

**　現状の施設による親子関係再構築支援の事例が収集されており、すべてにおいて望ましい事例が集められているわけではないが、事例の中から施設が子どもの最善の利益を考えて行った工夫や、今後の施設における親子関係再構築支援のヒントを見つけていただきたい。**

・社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例について

※平成２５年３月「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」より抜粋。詳細については、
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working7.pdf に掲載。

事例番号	施設種別	事例概要
事例１	児童養護施設	施設が主導的に家族調整を行い、家庭引き取りが可能になった事例
事例２	児童養護施設	反社会的傾向のある母親の言動に対し、職員が役割分担して行動変容を促し、親子関係をつないだ事例
事例３	児童養護施設	他の母子の姿（モデリング）を通して、子どもへの関わりを学んでいる事例
事例４	児童養護施設	子どもの成長ぶりの実感が母親の動機付けにつながった事例
事例５	児童養護施設	児童養護施設と児童家庭支援センターの職員が協力して、情緒不安定な母親に母親クラブへの参加を促し、心理治療等を行っている事例
事例６	児童養護施設	母親の精神疾患のため家庭引き取りが困難だが、宿泊の親子訓練等を通して良好な関係を築いていった事例
事例７	児童養護施設	家族とのつながりを持つことが困難なため、担当職員と家族との関係を整理して自立した事例
事例８	児童養護施設	親が行方不明となり家族交流が困難になり里親委託を行なった事例
事例９	児童養護施設	児童養護施設においてコモンセンス・ペアレンティングを用いて家庭復帰支援を行った事例
事例１０	乳児院	虐待を認めない親への親子関係再構築支援の事例
事例１１	乳児院	虐待をした母親が、生い立ちの振り返りを行って、自己肯定感を高め子どもの家庭引き取りに至った事例
事例１２	乳児院	障害の受容を支援し、家庭復帰となった事例

事例番号	施設種別	事例概要
事例13	乳児院	育児不安のため、三度の一時保護後、入所となった事例
事例14	乳児院	両親・親族がダウン症児を受け入れることができず里親委託になった事例
事例15	乳児院	父親からの身体的虐待により入所、離婚により家庭引き取りとなった事例
事例16	情緒障害児短期治療施設	母親からの心理的虐待で入所したA子（中3）が、自分の想いを母親に伝えることの大切さを知り家庭復帰した事例
事例17	情緒障害児短期治療施設	家庭復帰後アフターケアを行ったため、家庭復帰後の家族関係が良好に保たれた事例
事例18	情緒障害児短期治療施設	家庭復帰はしないものの家族と精神面での繋がりを持ちながら自立に向け退園した事例
事例19	児童自立支援施設	問題行動の背景に被虐待経験があった子どもに対し、親子関係の調整をした事例
事例20	児童自立支援施設	16歳で児童自立支援施設に入所し、家庭復帰ではなく、一人暮らしを選んだ事例
事例21	母子生活支援施設	母子生活支援施設で母子分離せずに、虐待防止支援を行った事例
事例22	母子生活支援施設	養育スキルに不安のある母親に施設と関係機関が積極的に支援を行った事例
事例23	母子生活支援施設	母子生活支援施設で中学生の家庭復帰を支援した事例
事例24	児童家庭支援センター	母の育児不安により子どもがネグレクト状況に置かれているので、その軽減を目的として、母親ミーティング（自助グループ）を利用した事例
事例25	児童家庭支援センター	児童養護施設での家庭復帰支援と児童家庭支援センターによる指導委託を利用し、親子関係が良好に保たれた事例
事例26	児童家庭支援センター	児童家庭支援センターが「ホームスタート」（訪問型子育て支援）を利用して家族診断を行いつつ支援を行った事例

(4) 自立支援の充実

①自立生活能力を高める養育

・安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力 、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。

②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

・就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実が必要

・大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。

→平成２４年度から、就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（55，000円）。
また、就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（216，510円→268，510円）

③措置延長や、自立援助ホームの活用

・生活が不安定な場合は、１８歳以降も、２０歳に達するまでの措置延長を活用

・児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、１８歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき。

→平成２３年１２月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知

・自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備推進を図る。

④アフターケアの推進

・平成１６年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定。

・児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備。

・退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成

・身元保証人確保対策事業は、保証の申込み期間（現在は施設退所後半年以内）の延長や、連帯保証期間（現在は保証開始後原則最長３年）の延長を検討。

→平成２４年度から、申込期間を１年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長５年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長４年までに延長可能とする。

・奨学金の情報を施設団体で整理し、各施設へ提供

１８歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は１８歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、２０歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、１８歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、１９歳で退所する児童は、１割以下となっていることから、平成２３年１２月に積極的活用を図るよう通知した。

児童福祉法　第31条（保護期間の延長等）

２　都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成2．3．5　児発133）

（５）在所期間の延長

ア　児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（　略　）更に施設入所を継続させることができる。
特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ　在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について　（平成23．12．28　雇児発1228第2号）

１　措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、 …、満１８歳を超えて満２０歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。
具体的には、
① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの
などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1，581人 （平成20年2月1日　児童養護施設入所児童等調査）
一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人（平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査）

進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

①中学校卒業後の進路（平成２４年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成２５年５月１日現在の進路）

	進　学				就　職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児　2,496人	2,366人	94.8%	46人	1.8%	53人	2.1%	31人	1.2%
（参考）全中卒者 1,185千人	1,166千人	98.4%	5千人	0.4%	4千人	0.3%	11千人	0.9%

②高等学校等卒業後の進路（平成２４年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成２５年５月１日現在の進路）

	進　学				就　職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児　1,626人	200人	12.3%	167人	10.3%	1,135人	69.8%	124人	7.6%
うち在籍児　263人	52人	19.8%	36人	13.7%	132人	50.2%	43人	16.3%
うち退所児　1,363人	148人	10.9%	131人	9.6%	1,003人	73.6%	81人	5.9%
（参考）全高卒者 1,088千人	579千人	53.2%	258千人	23.7%	184千人	16.9%	68千人	6.3%

③措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
113人	80人	70人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。 全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成25年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

(5) 子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

・子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の４つの権利が定められているとされる。

・本年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。

②子どもの意見をくみ上げる仕組み

・社会的養護の施設等では、子どもの気持ちを受け入れつつ、子どもの置かれた状況や今後の支援について説明、

・「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。

・当事者（社会的養護の下で育った元子どもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

・平成２０年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
（平成２４年度の届出・通告受理件数は２１４件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は７１件）
※平成２３年度の届出・通告受理件数は１９３件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は４６件

・職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④子どもの養育の記録

・社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。
→平成23年4月に「育てノート」（第1版）を作成。

・複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、子どものプライバシーにも配慮しながら、実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況（平成21年度～24年度）

○届出・通告者

単位：人数（人）、[　] 構成割合（%）

	児童本人	児童本人以外の被措置児童	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員、元受託里親	学校	保育所	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明（匿名を含む）	合計
21年度	90 [34.8]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.8]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.9]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.1]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]

※１件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数　平成21年度：214件　　平成22年度：176件　　平成23年度：193件　　平成24年度：214件

○事実確認の状況

単位：件数（件）、[　] 構成割合（%）

	事実確認を行った事例						
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	その他の事例	合計
21年度	59 [27.6]	121 [56.6]	18 [8.4]	198 [92.6]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46(1) [22.3]	136(11) [66.0]	24(1) [11.7]	206(13) [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124(4) [56.1]	24(3) [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221(7) [100.0]

※（　）は、当該年度以前に届出・通告のあった事例で調査中であったものの再掲である。

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位：件数（件）、[　] 構成割合（%）

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児施設等（障害児通所支援事業含む）	児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.2]	9 [15.2]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]

○虐待の種別・類型

単位：件数（件）、[　] 構成割合（%）

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.7]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.2]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]

※詳しくは、厚生労働省ホームページの「社会的養護『被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について』」を参照

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/04.html

（参考）社会的養護関係施設数等推移

単位：か所（委託里親除く）
世帯（委託里親）

	乳児院	児童養護施設
21年度	123	578
22年度	125	580
23年度	129	585
24年度	130	589

	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設
21年度	33	58
22年度	37	58
23年度	37	58
24年度	38	58

	委託里親	ファミリーホーム
21年度	2，837	49
22年度	2，971	113
23年度	3，292	157
24年度	3，487	184

※1：家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在（委託里親、ファミリーホーム除く））

※2：福祉行政報告例（各年度末現在（委託里親、ファミリーホーム））

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ（イメージ）

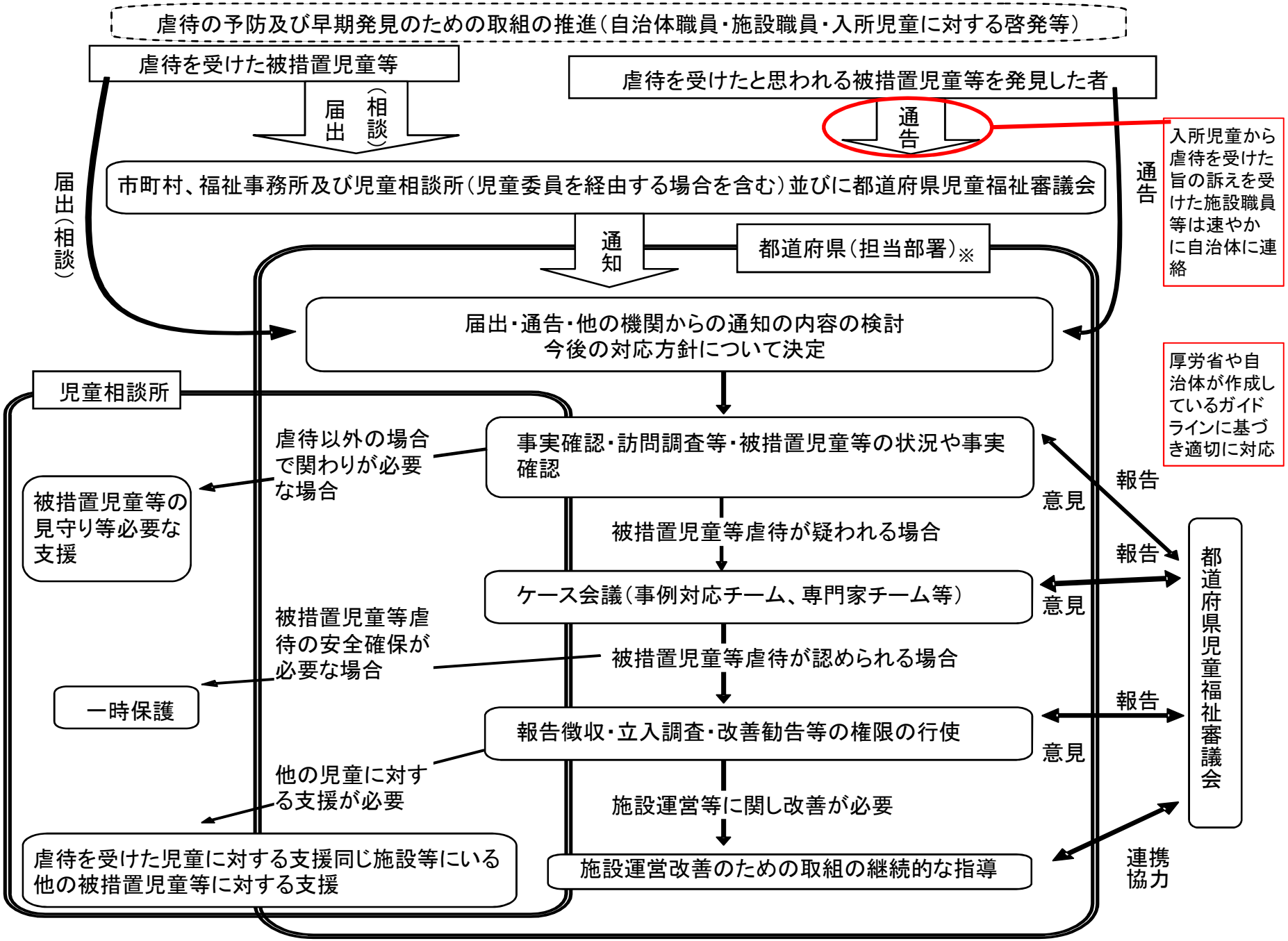

＊各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要

被措置児童等虐待防止事務連絡（平成２５年５月３１日）

事　務　連　絡
平成25年5月31日

都　道　府　県
各 指　定　都　市　　民生主管部（局）御中
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

被措置児童等虐待防止に関する取組の徹底について

児童養護施設等における子どもの権利擁護については、平成21年4月施行の「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号）により被措置児童等虐待の防止のための枠組みが規定されているところである。また、児童福祉法改正以前より「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」（平成18年10月6日雇児総発第1006001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）等の通知や全国児童福祉主管課長会議等の場において、積極的な取組をお願いしてきたところである。

しかしながら、先般、いくつかの自治体において社会的養護関係施設職員による性的虐待の事案が明らかとなった。このことは、子どもの心身を深く傷つけ、その権利を大きく侵害するものであり、大変遺憾である。今後、社会的養護関係施設等において、このような被措置児童等虐待が生じることのないよう、下記の事項について留意の上、貴管内の社会的養護関係施設等に対し、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月31日雇児福発第0331002号、障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）を参考に適切な指導等を行うとともに、都道府県市として、子どもの権利擁護のための取組及び体制の充実・強化を図られるようお願いしたい。

記

1．社会的養護関係施設職員等に対する子どもの権利擁護の徹底について

社会的養護関係施設職員等に対する研修の場において子どもの権利擁護の徹底を図るほか、各団体が実施する研修への参加の促進や開催支援など必要な協力を実施されたい。

なお、これまで安心こども基金で行ってきた「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」については、今年度から当初予算の児童虐待・DV対策等総合支援事業の1事業として実施しているので、各種研修参加促進に積極的に活用されたい。

2．被措置児童等虐待の周知について

先般、明らかとなった性的虐待の事案の中に、社会的養護関係施設側の被措置児童等虐待の認識不足により児童相談所への通告が遅れるということがあった。

児童福祉法第33条の12第1項において、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに、児童相談所等の機関に通告しなければならないとされている。

各都道府県市においては、今一度、入所児童・入所児童の保護者・施設職員等に対し被措置児童等虐待の通告を始めとする制度について周知徹底願いたい。

また、被措置児童等虐待の通告は施設職員等だけでなく被措置児童を取り巻く関係者（学校・認定こども園・保育所・幼稚園等）も被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には速やかに通告することとなっているので、市町村（教育委員会を含む）に対しても、積極的に周知願いたい。

５．施設の人員配置の課題と将来像

※平成24年4月は措置費の配置基準を引上げ、平成24年5月に設備運営基準（最低基準の条例の基準）を改正

施設種別	従　来	平成24年度予算	「社会的養護の課題と将来像」の目標水準	直近の改正時期（措置費）
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児：　1．7:1 1・2歳児：　2:1 3歳以上幼児：　4:1 小学校以上：　6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児：　1．6:1 2歳児：　2:1 3歳以上幼児　4:1 小学生以上：　5．5:1	児童指導員・保育士 0・1歳児：　1．3:1 2歳児：　2:1 3歳以上幼児：　3:1 小学生以上：　4:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児：　1．7:1 2歳児：　2:1 3歳以上幼児：　4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児：　1．6:1 2歳児：　2:1 3歳以上幼児：　4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児：　1．3:1 2歳児：　2:1 3歳以上幼児：　3:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士　5:1 心理療法担当職員　10:1	児童指導員・保育士　4．5:1 心理療法担当職員　10:1	児童指導員・保育士　3:1 心理療法担当職員　7:1	昭和51年
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員　5:1	児童自立支援専門員・児童生活支援員　4．5:1	児童自立支援専門員・児童生活支援員　3:1 心理療法担当職員　10:1	昭和55年
母子生活支援施設	母子支援員　20世帯未満 1人 20世帯以上 2人 少年指導員　20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員　10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 少年指導員　20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人	昭和57年

６．社会的養護の整備量の将来像

○日本の社会的養護は、現在、９割が乳児院や児童養護施設で、１割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
(a) 概ね３分の１が、里親及びファミリーホーム
(b) 概ね３分の１が、グループホーム
(c) 概ね３分の１が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）
という姿に変えていく。

＜現在＞
施設9割、里親等1割

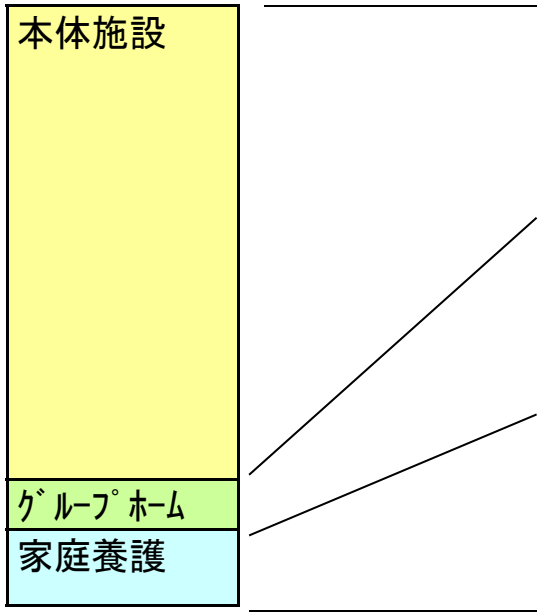

＜想定される将来像＞
本体施設･グループホーム･里親等をそれぞれ概ね3分の1に

本体施設	乳児院	３,０００人程度
	児童養護	１１,０００人程度
	計	**１４,０００人 程度**
		(37%) ～ (32%)
グループホーム	地域小規模児童養護	３，２００人程度
	小規模ケアのグループホーム型	９，０００人程度
	計	**１２，２００人程度**
		(32%) ～ (28%)
家庭養護	里親	７，１００人程度 ～ １２，５００人程度
	ファミリーホーム	５，０００人程度
	計	**１２，１００人 程度 ～ １７，５００人程度**
		(32%) ～ (40%)
児童数合計		３８，３００人 ～ ４３，７００人
		（人口比例で１割縮小の場合） （縮小しない場合）

(人数は一定の条件での試算)

7. 子ども･子育て新制度と社会的養護

○平成２４年８月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県の設置する児童相談所を中心とする仕組みを現在と同様に維持することにしている。

○同法では今後、市町村と都道府県との連携を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、社会的養護などの都道府県が行う専門的な施策との連携に関する事項を記載するよう努めること、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」では、要保護児童等に関する専門的な知識・技術を必要とする支援、支援のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することにしている。

○児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進

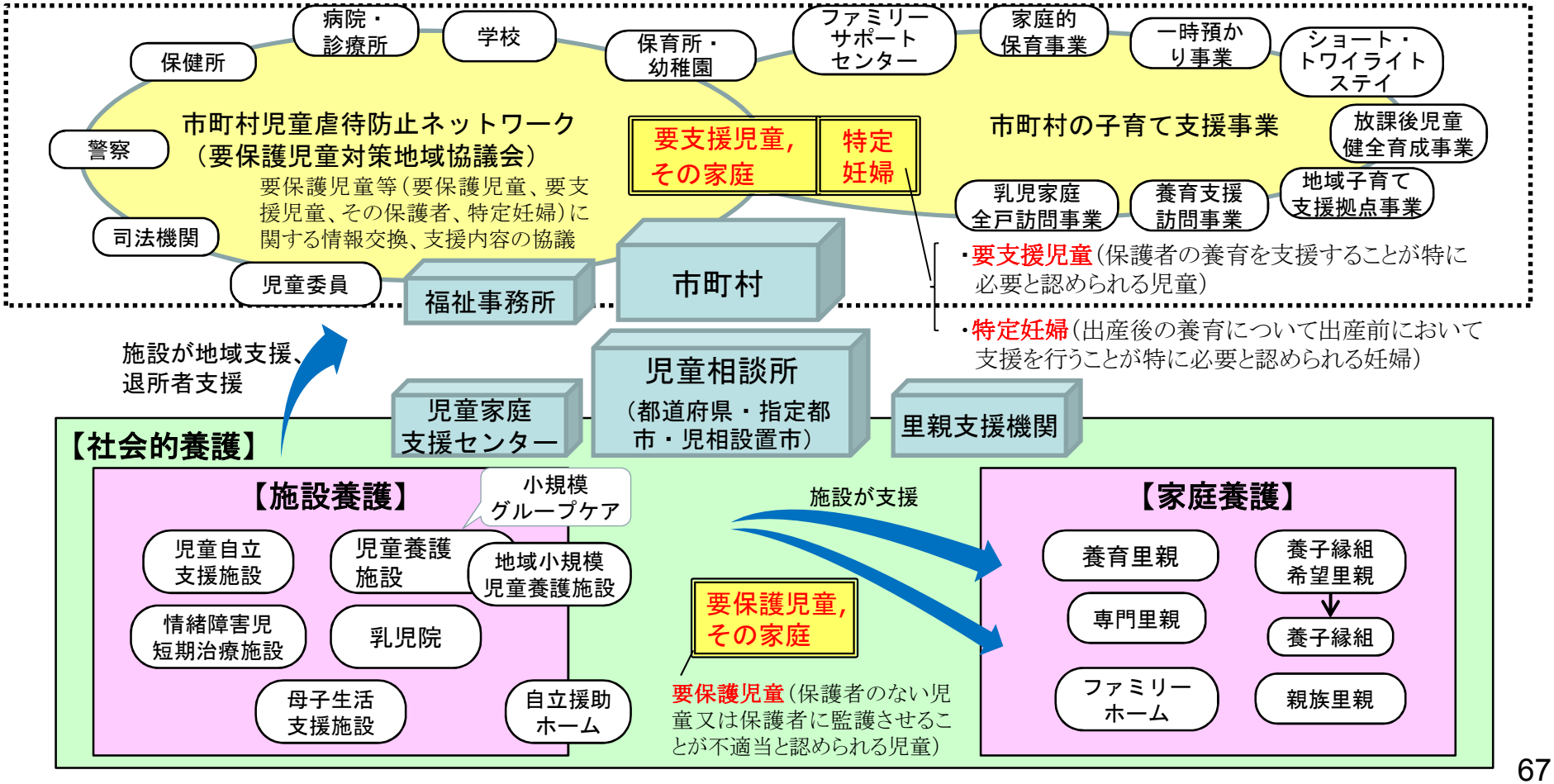

子ども･子育て支援法に基づく基本指針（案）（抄）

平成２５年７月２６日 子ども・子育て会議（第５回）資料

第三　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

三　市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

２　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

（一）児童虐待防止対策の充実

⑶　社会的養護施策との連携

市町村が子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携、市町村の求めに応じて技術的助言等を行う児童家庭支援センターの活用等、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携が必要である。他方で、地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、市町村、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における都道府県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備をする。また、母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

（二）社会的養護体制の充実

社会的養護の体制整備については、虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、ＤＶ被害の母子等の増加に対応して、質・量ともに充実を図る必要がある。このため、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し、原則として家庭養護（里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）における養護をいう。）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等における養護をいう。）もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要がある。具体的には、今後十五年で、社会的養護の形態（児童養護施設、乳児院及び里親等に限る。）について、全ての本体施設を小規模グループケア化するとともに、本体施設、グループホーム（地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアをいう。以下（二）において同じ。）及び里親等をおおむね三分の一ずつの割合にしていくことを目標として必要事業量を設定するとともに、次の基本的な方向性に沿って社会的養護体制の整備を計画的に推進し、質の高いケアを目指す。

(1)　家庭的養護の推進

ア　里親委託等の推進

社会的養護では里親委託を優先して検討することが原則であり、里親等委託率を設定し、里親の開拓、里親支援の充実等により里親委託を推進する。里親支援については、児童相談所が中心となり、市町村や里親支援機関、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センター等と連携し、里親の研修、相談支援、相互交流等を行う。また、里親の開拓及び里親支援の充実のため、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう市町村等と連携して取り組むほか、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）も促進する。

イ　施設の小規模化及び地域分散化の推進

（二）の柱書きの目標を達成するため、都道府県は、都道府県推進計画（平成二十七年度から十五年間程度を対象とした児童養護施設及び乳児院の小規模化及び地域分散化並びに家庭養護の推進のために取り組むべき具体的な方策を定めた計画をいう。）を、家庭的養護推進計画（管内の各施設が小規模化等を進めるために取り組むべき具体的な方策を定めた計画をいう。）と整合的なものとなるよう調整して作成することとされており、これに沿い、本体施設、グループホーム、里親等の必要事業量等を設定して地域の実情に即した取組を推進すること。また、地域分散化を進めるに際しては市町村等と連携し、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2)　専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等のため、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要である。特に、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには情緒障害児短期治療施設における心理治療等の支援が、不良行為をした子どもや生活指導を要する子どもには児童自立支援施設における社会的自立に向けた支援が、ＤＶ被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には母子生活支援施設における専門的支援が必要である。このため、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置の推進等専門的ケアの体制の整備や、基幹的職員研修等への参加等施設職員の支援技術向上のための取組を行う。また、社会的養護の担い手となる職員の確保及びその専門性の向上のため、その必要量を踏まえて養成、研修体制を整備する必要がある。さらに、社会的養護体制についても、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に係る都道府県単位での設置、児童養護施設及び乳児院等に係る一定規模の地域単位での設置、里親等に係る市町村単位での複数確保等、重層的で体系的な整備を推進する。

なお、情緒障害児短期治療施設については、各都道府県で一か所以上の設置が適切である。

(3)　自立支援の充実

社会的養護により育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等自立生活に必要な力を始め、一人の人間として生きていく基本的な力が得られる養育を行う必要があり、そのための体制整備を行う。他方、自立生活能力がないまま施設退所等をすることとならないよう、十八歳以降の措置延長を積極的に活用する。また、施設退所者等の自立を支援する自立援助ホームについて、施設退所者数や地域の実情等を勘案して必要量を見込み、設置を推進する。さらに、社会的養護により育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援の体制を整備する。

(4)　家族支援及び地域支援の充実

虐待の防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等の地域の子育て家庭への支援等の地域支援の充実が重要である。このため、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置等施設のソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターを積極的に活用する。さらに、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援が可能である母子生活支援施設については、必要な体制整備を図るとともに、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

(5)　子どもの権利擁護の推進

子どもの権利擁護の強化を図るため、児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待に対する措置及びケアの質の向上のための取組等を進め、被措置児童等虐待の禁止について施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組む。また、被措置児童等虐待に関する通告や届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県において予め対応について意識を共有するとともに、適切に対応できる体制を整備するほか、必要に応じてガイドラインや体制を見直す。さらに、ケアの質の向上を進めるため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、義務化された第三者評価の受審を求める。

８. 社会保障・税一体改革による社会保障の充実・安定化と社会的養護

子ども・子育て支援の充実に必要な財源について

社会保障・税一体改革成案

平成２３年６月３０日
政府・与党社会保障改革検討本部決定（抜粋）

はじめに （略）

Ⅰ　社会保障改革の全体像

１ 社会保障改革の基本的考え方　～「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して

（略）

２ 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

（１） 改革の優先順位

厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」（１．全世代対応型・未来への投資、２．参加保障・包括的支援（全ての人が参加できる社会）、３．普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制、４．安心に基づく活力）を踏まえ、

① **子ども・子育て支援**、若者雇用対策
② 医療・介護等のサービス改革
③ 年金改革
④ 制度横断的課題としての「貧困・格差対策（重層的セーフティネット）」「低所得者対策」

についてまず優先的に取り組む。

（２） 個別分野における具体的改革

（略）

＜個別分野における主な改革項目（充実／重点化・効率化）＞

Ⅰ　子ども・子育て

○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。

・待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実

・保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

Ⅱ　医療・介護等（略）
Ⅲ　年金（略）
Ⅳ　就労促進（略）
Ⅴ　Ⅰ～Ⅳ以外の充実、重点化・効率化（略）
Ⅵ　地方単独事業（略）

（３）社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入　（略）

Ⅱ 社会保障費用の推計

１ 機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）にかかる費用

子ども・子育て、医療・介護等及び年金の各分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目にかかる費用（公費）の推計は別紙２の欄Ｄ及びＥに示すとおりである。

改革全体を通じて、2015 年度において

充実による額	3.8 兆円程度
重点化・効率化による額	～▲1.2 兆円程度

を一つの目途として、機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）による追加所要額（公費）は、約2.7 兆円程度と見込まれる。

2015 年段階における各分野ごとの追加所要額（公費）は、

Ⅰ 子ども・子育て	**0.7 兆円程度**
（税制抜本改革以外の財源も含めて1 兆円超程度の措置を今後検討）	
Ⅱ 医療・介護等	～1.6 兆円弱程度 （総合合算制度～0.4 兆円程度を含む）
Ⅲ 年金	～0.6 兆円程度
（再掲：貧困・格差対策	～1.4 兆円程度 （総合合算制度～0.4 兆円程度を含む））

と見込まれる。

２ 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計

（略）

社会保障制度改革推進法第４条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について（平成２５年８月２１日閣議決定）（抄）

一　講ずべき社会保障制度改革の措置等

１．少子化対策

（１）急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに仕事と子育ての両立支援を推進する観点から、次に掲げる措置（待機児童解消加速化プランの実施に当たって必要となるものを含む。）等を着実に実施する。

その際、全世代型の社会保障を目指す中で、少子化対策をすべての世代に夢や希望を与える日本社会への投資であると認識し、幅広い観点から取り組む。

①　子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置

②　保育緊急確保事業の実施のために必要な措置

③　社会的養護の充実に当たり必要となる児童養護施設等における養育環境等の整備のために必要な措置

（２）平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の延長について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

三 その他

１．財源の確保

一に掲げる措置については、関連する法律の施行により増加する消費税及び地方消費税の収入並びに社会保障給付の重点化・効率化により必要な財源を確保しつつ行う。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抄）
（平成25年法律第112号）

（少子化対策）

第三条　政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに職業生活と家庭生活との両立を推進する観点から、幼児期の教育及び保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供、平成二十五年六月十四日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針に記載された待機児童解消加速化プランその他の子ども・子育て支援の実施に当たって必要となる次に掲げる措置その他必要な措置を着実に講ずるものとする。

一　子ども・子育て支援法第十一条に規定する子どものための教育・保育給付及び同法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置

二　子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業の実施のために必要な措置

三　保育の量的拡充のために必要な都道府県及び市町村（特別区を含む。次条第七項第一号ロにおいて同じ。）以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用についての児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十三条の規定による国庫の負担

四　社会的養護の充実に当たって必要となる児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所等をする子どもの養育環境等の整備のために必要な措置

平成26年度における「社会保障の充実」（概要）

（単位：億円）

事　項		事　業　内　容	計（注1）	国分	地方分
子ども・子育て支援の充実		待機児童解消の推進と地域の子ども・子育て支援の充実 （「待機児童解消加速化プラン」の推進、保育緊急確保事業の実施）	2,915	1,348 （注3）	1,568
		社会的養護の充実	80	40	40
		育児休業中の経済的支援の強化	64	56	8
医療・介護の充実	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 （1）消費税財源の活用による診療報酬の改定 （2）新たな財政支援制度の創設（※）	 353 544	 249 362	 105 181
		地域包括ケアシステムの構築 （認知症に係る地域支援事業の充実等）	43	22	22
	医療保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612
		高額療養費制度の見直し	42	37	5
	難病・小児慢性特定疾患への対応	難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立 等	298	126	172
年金制度の改善		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	10	10	0
合　計			4,962	2,249	2,713

※ 医療提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金）については、上記に加え、公費360億円の上乗せ措置を別途実施。その結果、基金規模は合計904億円。

（注1）金額は公費（国及び地方の合計額）である。

（注2）計数は、それぞれ四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

（注3）「保育緊急確保事業」の国分（1,043億円）は内閣府、保育所運営費の国分（304億円）は厚生労働省に計上。

「子ども・子育て支援の充実」の概要

所要額（公費） 2，995億円
（国費 1，388億円）

Ⅰ.「待機児童解消加速化プラン」の推進　所要額（公費） 1，841億円（国費 985億円）

○子ども・子育て支援新制度の施行（27年度予定）を待たずに、「緊急集中取組期間」（25・26年度）で約20万人分、潜在ニーズを含め、保育ニーズのピークを迎える29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。

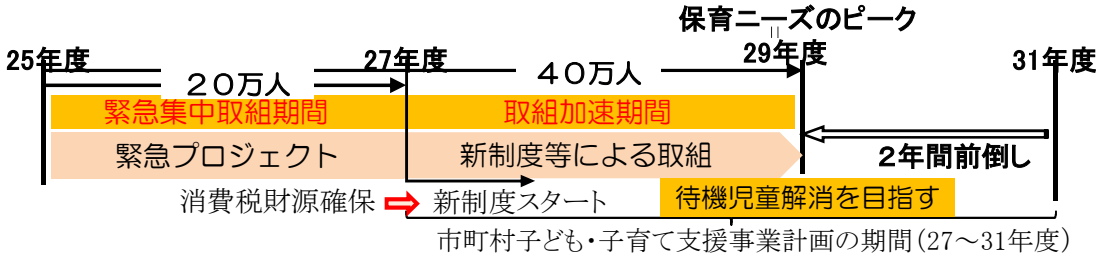

○消費税財源を活用して以下を実施し、意欲ある地方自治体を強力に支援。（☆はⅡ．保育緊急確保事業として実施）

■小規模保育、家庭的保育、幼稚園における長時間預かり保育や、認可を目指す認可外保育施設への支援 ☆
■保育の量拡大に対応した保育所運営費の確保　■保育士確保対策（処遇改善）☆　■利用者支援 ☆　等

※加速化プランの推進に必要な保育所整備費等についても、「安心こども基金」にて引き続き財政支援をする。

Ⅱ．保育緊急確保事業　所要額（公費） 2，307億円（国費 1，043億円）

○子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

１「待機児童解消加速化プラン」の推進（上記Ⅰの一部を再掲。）	所要額（公費） 1，233億円（国費 681億円）
２　新制度に基づく事業の先行的な支援	所要額（公費） 1，074億円（国費 362億円）

新制度の下で市町村が実施する、地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援。

■地域子育て支援拠点事業　■一時預かり事業　■ファミリー・サポート・センター事業
■放課後児童クラブの充実（利用意向を反映した開所時間延長への対応（小１の壁の解消））　等

Ⅲ．社会的養護の充実　所要額（公費） 80億円（国費 40億円）

○ 児童養護施設等の受入児童数の拡大（虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応）
○ 児童養護施設等での家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の推進

平成２６年度社会的養護関係予算案の概要

社会的養護の充実　　９６７億円　→　１，０３１億円（＋６４億円）
（うち、児童入所施設措置費　９０８億円　→　９５９億円（＋５１億円））

（１）施設における家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、既存の建物の賃借料の助成（月額10万円）や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を支援する。

※児童入所施設措置費のか所数の増
①小規模グループケア　743か所 → 1,059か所（+316か所）
②地域小規模児童養護施設　240か所 → 293か所（ +53か所）
③賃借対象施設　76か所 → 144か所（ +68か所）

（２）被虐待児童等への支援の充実

○　受け入れ児童数の拡大

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等や里親等について、受け入れ児童数の拡大を図る。

○　児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進

入所児童等の心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の心理療法担当職員の配置を推進する。

※児童入所施設措置費のか所数の増　心理療法担当職員　449か所 → 743か所（+294か所）

○　児童家庭支援センター運営等事業の推進

在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図るとともに、児童養護施設等の退所児童等へのアフターケアを行う事業のか所数の増を図る。

※児童虐待・DV対策等総合支援事業のか所数の増
①児童家庭支援センター　92か所 → 101か所（ +9か所）
②退所児童等アフターケア事業　6か所 → 20か所（+14か所）

○　児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業に、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費を追加する。

（３）児童養護施設等の防災対策の推進

児童養護施設等の防災対策を推進するため、耐震化やスプリンクラーの設置等に要する費用に対して補助を行う。

※従来の次世代育成支援対策施設整備交付金の補助単価の1.35倍の単価

（参考）統計表等

（１）在籍児童の年齢（平成２０年２月１日現在）　　（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	59	1.6%	790	23.9%	6	0.0%	―	-	―	-	167	2.5%
1歳	119	3.3%	1,222	37.0%	34	0.1%	―	-	―	-	352	5.4%
2歳	160	4.4%	931	28.2%	454	1.4%	―	-	―	-	456	7.0%
3歳	228	6.3%	276	8.4%	1,120	3.5%	―	-	―	-	453	6.9%
4歳	217	6.0%	62	1.9%	1,520	4.8%	1	0.1%	―	-	532	8.1%
5歳	249	6.9%	16	0.5%	1,711	5.4%	―	-	―	-	523	8.0%
6歳	220	6.1%	1	0.0%	1,858	5.9%	4	0.4%	―	-	491	7.5%
7歳	234	6.5%	―	-	1,860	5.9%	40	3.6%	―	-	441	6.7%
8歳	217	6.0%	―	-	1,973	6.2%	54	4.9%	4	0.2%	439	6.7%
9歳	196	5.4%	―	-	2,095	6.6%	70	6.3%	18	0.9%	439	6.7%
10歳	181	5.0%	―	-	2,300	7.3%	101	9.1%	36	1.8%	413	6.3%
11歳	196	5.4%	―	-	2,389	7.6%	140	12.7%	53	2.7%	364	5.6%
12歳	179	5.0%	―	-	2,486	7.9%	130	11.8%	116	5.8%	359	5.5%
13歳	183	5.1%	―	-	2,466	7.8%	142	12.9%	266	13.3%	291	4.4%
14歳	195	5.4%	―	-	2,349	7.4%	153	13.9%	563	28.2%	253	3.9%
15歳	216	6.0%	―	-	2,356	7.5%	129	11.7%	655	32.8%	222	3.4%
16歳	190	5.3%	―	-	1,745	5.5%	57	5.2%	171	8.6%	144	2.2%
17歳	192	5.3%	―	-	1,581	5.0%	45	4.1%	78	3.9%	131	2.0%
18歳以上	178	4.9%	―	-	1,256	4.0%	36	3.3%	33	1.7%	69	1.1%
総数※	3,611	100%	3,299	100.0%	31,593	100.0%	1,104	100.0%	1,995	100.0%	6,552	100.0%
平均年齢	9.3歳		1.2歳		10.6歳		12.4歳		14.2歳		7.3歳	

（２）在籍児童の措置時の年齢（平成２０年２月１日現在在籍児童）　（単位：人、%）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	358	9.9%	2,543	77.1%	59	0.2%	—	-	—	-	756	11.5%
1歳	437	12.1%	597	18.1%	968	3.1%	—	-	—	-	682	10.4%
2歳	427	11.8%	134	4.1%	6,763	21.4%	—	-	—	-	646	9.9%
3歳	422	11.7%	16	0.5%	3,949	12.5%	1	0.1%	—	-	595	9.1%
4歳	266	7.4%	6	0.2%	2,819	8.9%	2	0.2%	—	-	603	9.2%
5歳	236	6.5%	—	-	2,442	7.7%	5	0.5%	—	-	506	7.7%
6歳	193	5.3%	—	-	2,432	7.7%	55	5.0%	3	0.2%	490	7.5%
7歳	201	5.6%	—	-	1,977	6.3%	95	8.6%	5	0.3%	385	5.9%
8歳	152	4.2%	—	-	1,881	6.0%	107	9.7%	15	0.8%	334	5.1%
9歳	114	3.2%	—	-	1,657	5.2%	131	11.9%	44	2.2%	326	5.0%
10歳	123	3.4%	—	-	1,511	4.8%	148	13.4%	53	2.7%	309	4.7%
11歳	101	2.8%	—	-	1,259	4.0%	120	10.9%	135	6.8%	245	3.7%
12歳	117	3.2%	—	-	1,154	3.7%	146	13.2%	239	12.0%	179	2.7%
13歳	116	3.2%	—	-	1,053	3.3%	141	12.8%	608	30.5%	153	2.3%
14歳	107	3.0%	—	-	864	2.7%	107	9.7%	606	30.4%	104	1.6%
15歳	86	2.4%	—	-	505	1.6%	35	3.2%	218	10.9%	72	1.1%
16歳	94	2.6%	—	-	163	0.5%	8	0.7%	49	2.5%	34	0.5%
17歳	28	0.8%	—	-	43	0.1%	3	0.3%	16	0.8%	16	0.2%
18歳以上	19	0.5%	—	-	9	0.0%	—	-	2	0.1%	4	0.1%
総数※	3,611	100.0%	3,299	100.0%	31,593	100.0%	1,104	100.0%	1,995	100.0%	6,552	100.0%
平均年齢	5.5歳		0.3歳		5.9歳		10.6歳		13.1歳		5.2歳	

※　総数には年齢不詳も含む。
（１）（２）ともに児童養護施設入所児童等調査結果（平成２０年２月１日現在）

（３）措置理由別児童数（平成２４年度中新規措置児童）　（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
父母の死亡	135	9.4%	15	0.7%	99	1.9%
父母の行方不明	93	6.5%	48	2.1%	57	1.1%
父母の離婚	26	1.8%	38	1.7%	113	2.2%
父母の不和	12	0.8%	41	1.8%	58	1.1%
父母の拘禁	59	4.1%	102	4.5%	244	4.7%
父母の入院	115	8.0%	243	10.7%	310	6.0%
父母の就労	21	1.5%	74	3.2%	163	3.2%
父母の精神障害	111	7.7%	436	19.1%	469	9.1%
父母の放任怠惰	122	8.5%	244	10.7%	672	13.0%
父母の虐待	234	16.3%	386	16.9%	1,796	34.7%
棄児	10	0.7%	27	1.2%	13	0.3%
父母の養育拒否	210	14.6%	173	7.6%	216	4.2%
破産等経済的理由	62	4.3%	99	4.3%	201	3.9%
児童の監護困難	50	3.5%	―	―	323	6.3%
その他	180	12.5%	354	15.5%	434	8.4%
合計	1,440	100.0%	2,280	100.0%	5,168	100.0%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

（４）母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数等（平成２４年度入所世帯）

区　　分		管内入所		広域入所				合　　計	
				県内		県外			
夫等の暴力	世帯数	415		466		509		1,390	
	母	児童	415	689	466	884	509	925	1,390	2,498
入所前の家庭環境の不適切	世帯数	183		36		10		229	
	母	児童	183	288	36	55	10	19	229	362
母親の心身の不安定	世帯数	74		17		5		96	
	母	児童	74	102	17	23	5	7	96	132
職業上の理由	世帯数	3		0		0		3	
	母	児童	3	5	0	0	0	0	3	5
住宅事情	世帯数	409		46		8		463	
	母	児童	409	607	46	65	8	14	463	686
経済的理由	世帯数	250		30		11		291	
	母	児童	250	389	30	46	11	16	291	451
その他	世帯数	38		9		7		54	
	母	児童	38	50	9	15	7	12	54	77
合　　計	世帯数	1,372		604		550		2,526	
	母	児童	1,372	2,130	604	1,088	550	993	2,526	4,211

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）
※　単位：世帯数は世帯、入所人員は人
※　上段は世帯数、下段左は母親の入所延べ人員、下段右は児童の入所延べ人員

（５）在所期間別在籍児童数（平成２５年３月１日現在在籍児童）　（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
１年未満	1,170	25.3%	1,593	50.0%	4,571	15.2%	484	35.3%	883	50.5%
１年以上　２年未満	873	18.8%	958	30.1%	4,055	13.5%	336	24.5%	639	36.6%
２年以上　３年未満	510	11.0%	441	13.9%	3,395	11.3%	254	18.5%	148	8.5%
３年以上　４年未満	391	8.4%	144	4.5%	2,854	9.5%	119	8.7%	44	2.5%
４年以上　５年未満	309	6.7%	36	1.1%	2,547	8.5%	69	5.0%	18	1.0%
５年以上　６年未満	264	5.7%	9	0.3%	2,186	7.3%	46	3.4%	9	0.5%
６年以上　７年未満	173	3.7%	2	0.1%	1,840	6.1%	42	3.1%	4	0.2%
７年以上　８年未満	197	4.3%	－	－	1,608	5.3%	13	0.9%	2	0.1%
８年以上　９年未満	172	3.7%	－	－	1,514	5.0%	5	0.4%	0	0.0%
９年以上１０年未満	163	3.5%	－	－	1,243	4.1%	4	0.3%	0	0.0%
１０年以上１１年未満	116	2.5%	－	－	1,045	3.5%	0	0.0%	－	－
１１年以上１２年未満	88	1.9%	－	－	969	3.2%	0	0.0%	－	－
１２年以上１３年未満	66	1.4%	－	－	731	2.4%	－	－	－	－
１３年以上１４年未満	58	1.3%	－	－	594	2.0%	－	－	－	－
１４年以上１５年未満	27	0.6%	－	－	413	1.4%	－	－	－	－
１５年以上１６年未満	21	0.5%	－	－	314	1.0%	－	－	－	－
１６年以上１７年未満	19	0.4%	－	－	149	0.5%	－	－	－	－
１７年以上１８年未満	7	0.2%	－	－	45	0.1%	－	－	－	－
１８年以上	9	0.2%	－	－	14	0.0%	－	－	－	－
総　　数	4,633	100.0%	3,183	100.0%	30,087	100.0%	1,372	100.0%	1,747	100.0%
平均在所期間	***3.9年間***		***1.3年間***		***5.1年間***		***2.0年間***		***1.2年間***	

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

（６）在所期間別退所児童数（平成２４年度中に退所した児童）　（単位：人、%）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
１か月未満	80	7.0%	325	14.4%	103	1.8%	0	0.0%	11	1.0%
１か月以上２か月未満	71	6.2%	161	7.1%	172	3.0%	7	1.5%	14	1.2%
２か月以上６か月未満	155	13.6%	325	14.4%	409	7.2%	24	5.1%	62	5.4%
６か月以上１年未満	209	18.3%	334	14.8%	469	8.3%	54	11.4%	280	24.3%
１年以上　２年未満	234	20.5%	519	22.9%	771	13.6%	138	29.1%	562	48.8%
２年以上　３年未満	108	9.5%	412	18.2%	549	9.7%	100	21.1%	157	13.6%
３年以上　４年未満	74	6.5%	133	5.9%	486	8.6%	55	11.6%	44	3.8%
４年以上　５年未満	45	3.9%	39	1.7%	450	7.9%	39	8.2%	18	1.6%
５年以上　６年未満	34	3.0%	6	0.3%	313	5.5%	18	3.8%	2	0.2%
６年以上　７年未満	18	1.6%	1	0.0%	244	4.3%	18	3.8%	1	0.1%
７年以上　８年未満	14	1.2%	－	－	221	3.9%	3	0.6%	1	0.1%
８年以上　９年未満	16	1.4%	－	－	234	4.1%	2	0.4%	0	0.0%
９年以上１０年未満	11	1.0%	－	－	178	3.1%	4	0.8%	0	0.0%
１０年以上１１年未満	13	1.1%	－	－	155	2.7%	0	0.0%	－	－
１１年以上１２年未満	6	0.5%	－	－	163	2.9%	1	0.2%	－	－
１２年以上１３年未満	3	0.3%	－	－	176	3.1%	－	－	－	－
１３年以上１４年未満	8	0.7%	－	－	131	2.3%	－	－	－	－
１４年以上１５年未満	5	0.4%	－	－	124	2.2%	－	－	－	－
１５年以上１６年未満	9	0.8%	－	－	138	2.4%	－	－	－	－
１６年以上１７年未満	5	0.4%	－	－	124	2.2%	－	－	－	－
１７年以上１８年未満	2	0.2%	－	－	22	0.4%	－	－	－	－
１８年以上	2	0.2%	－	－	7	0.1%	－	－	－	－
不詳	20	1.8%	7	0.3%	42	0.7%	12	2.5%	0	0.0%
総　　数	1,142	100.0%	2,262	100.0%	5,681	100.0%	475	100.0%	1,152	100.0%
平均在所期間	2.4年間		1.3年間		5.2年間		2.5年間		1.6年間	

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

（７）母子生活支援施設における年齢別在籍人員（平成２５年３月１日現在）　（単位：人）

母等の年齢	20歳未満	20歳以上25歳未満	25歳以上30歳未満	30歳以上35歳未満	35歳以上40歳未満	40歳以上45歳未満	45歳以上50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上70歳未満	70歳以上	合計
人数	31	254	546	744	863	707	312	134	24	9	0	2	3,626

（８）母子生活支援施設における在所期間別世帯数（平成２４年度）　（単位：世帯）

在所期間	６月未満	６月以上1年未満	１年以上２年未満	２年以上３年未満	３年以上４年未満	４年以上５年未満	５年以上10年未満	10年以上	合計
世帯数	296	284	446	273	163	79	127	39	1,707

（９）母子生活支援施設退所世帯の退所後居住形態（平成２４年度）　（単位：世帯）

区分	親・親戚との同居	成人した子との同居	復縁又は再婚	配偶者以外との結婚	単独の母子世帯					その他の社会福祉施設	不明・その他	合計
						公営住宅	民間アパート	社宅	本人宅			
世帯数	129	5	110	48	1,288	370	878	16	24	55	72	1,707

（７）～（９）：家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

（１０）児童養護施設の入退所の状況（平成２４年度中）

（単位：人）

平成２４年度新規入所児童数（新規又は措置変更）			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
1,117	3,997	54	5,168

平成２４年度退所児童数							
解除							変更
家庭環境改善	養子縁組	自立就職	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
3,137	10	1,327	29	4	349	4,856	825

変更前の内訳						
乳児院	他の児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	その他
621	165	74	81	52	99	25

変更後の内訳							
他の児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
194	56	159	128	33	14	78	163

（１１）乳児院の入退所の状況（平成２４年度中）

（単位：人）

平成２３年度新規入所児童数（新規又は措置変更）			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
78	1,914	288	2,280

平成２３年度退所児童数					
解除					変更
家庭環境改善	養子縁組	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
1,151	60	4	47	1,262	1,000

変更前の内訳			
他の乳児院	母子生活支援施設	里親	その他
37	14	11	16

変更後の内訳					
他の乳児院	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	児童養護施設	その他
25	9	234	18	663	51

（10）（11）：家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

（１２）情緒障害児短期治療施設の入退所の状況（平成２４年度中）

（単位：人）

平成２４年度新規入所児童数（新規又は措置変更）			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
85	373	20	478

平成２４年度退所児童数								
解除								変更
家庭環境改善	児童の状況改善	養子縁組	自立自活	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
84	180	0	26	2	0	49	341	134

変更前の内訳						
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	その他
0	55	11	4	2	7	6

変更後の内訳							
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
84	7	13	8	3	0	8	11

（１３）児童自立支援施設の入退所の状況（平成２４年度中）

（単位：人）

平成２４年度新規入所児童数（新規又は措置変更）			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
229	822	53	1,104

平成２４年度退所児童数								
解除								変更
家庭環境改善	児童の状況改善	養子縁組	自立自活	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
103	682	0	54	37	1	89	966	186

変更前の内訳					
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	その他
157	17	30	1	18	6

変更後の内訳							
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
81	4	22	25	7	0	17	30

（12）（13）：家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

（１４）自立援助ホームの入退居の状況（平成２４年度中）

（単位：人）

平成２４年度新規入居児童数			
児童福祉施設等から	家庭から	その他	計
168	242	73	483

平成２４年度退居児童数							
退居							児童福祉施設等への入所
自立就職	進学	家庭復帰	無断外出	死亡	その他	計	
182	6	68	32	0	72	360	26

変更前の内訳					
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	その他
105	6	25	7	2	23

変更後の内訳					
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	その他
1	0	0	2	1	22

（１５）里親の委託・委託解除の状況（平成２４年度中）

（単位：人）

平成２４年度新規委託児童数（新規又は措置変更）			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
552	831	57	1,440

平成２４年度委託解除児童数							
解除							変更
家庭環境改善	養子縁組	自立自活	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
317	236	163	9	1	96	822	320

変更前の内訳						
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	その他
269	155	6	19	1	74	28

変更後の内訳								
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	自立援助ホーム	その他
11	106	4	15	2	76	73	4	29

（14）（15）：家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

（１６）里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（平成２４年度実績）

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
里親	246	517	1,224
児童養護施設	73	156	535
乳児院	39	66	189
その他	28	59	271
合計	386	798	2,219

※レスパイト・ケアを利用した
里親世帯数・・・393世帯

（16）:家庭福祉課調べ
（「社会的養護の現況に関する調査」）

（１７）措置児童の保護者の状況

（人）

区分	乳児院児		養護施設児		里親委託児	
父母有り（養父母含む）	1,590	(48.2%)	10,040	(31.8%)	645	(17.9%)
父のみ（養父含む）	85	(2.6%)	4,966	(15.7%)	351	(9.7%)
母のみ（養母含む）	1,253	(37.9%)	11,235	(35.6%)	1,445	(40.0%)
両親ともいない	68	(2.1%)	2,730	(8.6%)	769	(21.3%)
両親とも不明	65	(2.0%)	708	(2.2%)	243	(6.7%)
不　　詳	238	(7.2%)	1,914	(6.1%)	158	(4.4%)
総　　数	3,299	(100.0%)	31,593	(100.0%)	3,611	(100.0%)

児童養護施設入所児童等調査（平成20年2月1日）

（１８）里親の状況（平成２５年３月１日現在）　　（人）

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況	
3,617	夫婦世帯 3,144	一方が働いている	1,634　(45.2%)
		共働き	1,237　(34.2%)
		どちらも働いていない	273　(7.5%)
	ひとり親世帯 473	働いている	285　(7.9%)
		働いていない	188　(5.2%)

（１９）新生児等の措置先（平成２４年度中）　　（人）

措置時の年齢	措置先		
	乳児院	里親	合計
０歳児（１か月未満）	410	60	470
０歳児（１か月以上）	856	122	978
１歳以上２歳未満	471	114	585
合計	1,737	296	2,033

（１８）（１９）：家庭福祉課調べ
（「社会的養護の現況に関する調査」）

（２０）新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）（平成２４年度）

（家庭福祉課 調べ）

○新生児等の新規措置の場合に、乳児院への措置の割合が著しく高い自治体が多い。新生児等からの里親委託の取組が必要。

	乳児院への措置			里親への措置		
	０歳児（１か月未満）	０歳児（１か月以上）	１歳以上２歳未満	０歳児（１か月未満）	０歳児（１か月以上）	１歳以上２歳未満
北海道	9	11	2	11	9	10
青森県	2	7	1	0	1	0
岩手県	7	9	4	0	0	0
宮城県	4	10	4	0	0	0
秋田県	2	3	0	0	0	0
山形県	4	5	2	0	1	1
福島県	11	2	1	1	3	2
茨城県	9	15	8	0	1	0
栃木県	6	9	4	0	1	1
群馬県	4	2	8	0	1	0
埼玉県	26	66	50	0	3	12
千葉県	9	24	13	3	11	5
東京都	76	142	103	0	2	12
神奈川県	8	25	7	0	1	4
新潟県	2	7	2	0	3	2
富山県	5	6	3	0	0	1
石川県	3	3	6	0	0	0
福井県	3	5	3	0	0	1
山梨県	1	6	2	0	2	0
長野県	10	15	10	0	1	2
岐阜県	3	2	0	4	0	0
静岡県	7	12	10	1	5	1
愛知県	12	37	12	14	6	2
三重県	10	13	8	1	3	3
滋賀県	1	8	1	0	1	1
京都府	2	11	4	0	0	0
大阪府	17	43	38	2	7	3
兵庫県	7	9	4	0	1	3
奈良県	2	7	3	0	0	1
和歌山県	7	9	6	2	0	0
鳥取県	2	6	2	0	1	0
島根県	1	8	2	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0
広島県	4	5	2	2	0	1
山口県	2	12	0	0	4	0

	乳児院への措置			里親への措置		
	０歳児（１か月未満）	０歳児（１か月以上）	１歳以上２歳未満	０歳児（１か月未満）	０歳児（１か月以上）	１歳以上２歳未満
徳島県	0	2	1	0	0	0
香川県	2	5	4	0	1	0
愛媛県	4	7	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0
福岡県	5	7	7	0	0	2
佐賀県	4	6	0	0	0	0
長崎県	1	4	0	0	0	1
熊本県	2	2	2	0	0	0
大分県	5	15	3	5	5	5
宮崎県	3	4	2	1	0	2
鹿児島県	5	21	11	0	4	1
沖縄県	1	9	1	1	6	1
札幌市	4	9	1	2	6	4
仙台市	9	8	3	0	2	1
さいたま市	9	10	3	0	1	4
千葉市	1	6	0	0	0	0
横浜市	6	15	9	0	0	2
川崎市	7	9	12	0	1	2
相模原市	3	3	4	0	0	0
新潟市	3	3	0	1	1	1
静岡市	2	1	1	2	3	1
浜松市	3	4	1	3	7	2
名古屋市	10	30	8	1	5	4
京都市	0	0	0	0	2	0
大阪市	15	60	41	1	4	10
堺市	6	8	6	0	3	0
神戸市	2	14	6	0	0	0
岡山市	2	6	4	0	0	0
広島市	0	0	0	0	0	0
北九州市	1	9	5	1	1	0
福岡市	13	14	7	1	2	2
熊本市	4	10	2	0	0	1
横須賀市	0	0	0	0	0	0
金沢市	0	1	2	0	0	0
合計	**410**	**856**	**471**	**60**	**122**	**114**

（２１）乳児院退所後の措置変更先（都道府県市別）（平成２４年度）（単位：人、％）

（家庭福祉課 調べ）

○乳児院からの措置変更の場合に、児童養護施設への措置変更の割合が高い自治体が多い。措置変更先をできる限り里親とするよう、重点的な取組が必要。

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
			里親（FH含）へ		児童養護施設へ		その他へ
			児童数	割合	児童数	割合	
北海道	2	3	0	0.0%	3	100.0%	0
青森県	12	13	4	30.8%	9	69.2%	0
岩手県	13	3	1	33.3%	2	66.7%	0
宮城県	0	0	0	—	0	—	0
秋田県	4	7	1	14.3%	5	71.4%	1
山形県	7	9	4	44.4%	4	44.4%	1
福島県	3	12	6	50.0%	5	41.7%	1
茨城県	22	19	4	21.1%	15	78.9%	0
栃木県	20	25	8	32.0%	15	60.0%	2
群馬県	11	19	4	21.1%	13	68.4%	2
埼玉県	106	65	19	29.2%	42	64.6%	4
千葉県	34	24	7	29.2%	13	54.2%	4
東京都	226	119	22	18.5%	77	64.7%	20
神奈川県	20	23	7	30.4%	14	60.9%	2
新潟県	7	9	5	55.6%	4	44.4%	0
富山県	11	4	2	50.0%	2	50.0%	0
石川県	7	8	2	25.0%	6	75.0%	0
福井県	3	6	1	16.7%	5	83.3%	0
山梨県	2	3	0	0.0%	3	100.0%	0
長野県	23	15	4	26.7%	10	66.7%	1
岐阜県	7	7	2	28.6%	3	42.9%	2
静岡県	13	14	2	14.3%	12	85.7%	0
愛知県	25	32	6	18.8%	23	71.9%	3
三重県	8	13	5	38.5%	6	46.2%	2
滋賀県	5	7	3	42.9%	4	57.1%	0
京都府	10	7	0	0.0%	7	100.0%	0
大阪府	71	52	4	7.7%	41	78.8%	7
兵庫県	25	28	5	17.9%	22	78.6%	1
奈良県	14	6	2	33.3%	3	50.0%	1
和歌山県	5	11	3	27.3%	7	63.6%	1
鳥取県	12	7	3	42.9%	4	57.1%	0
島根県	93	9	1	11.1%	7	77.8%	1
岡山県	6	10	0	0.0%	7	70.0%	3
広島県	8	12	3	25.0%	9	75.0%	0
山口県	7	15	3	20.0%	10	66.7%	2

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
			里親（FH含）へ		児童養護施設へ		その他へ
			児童数	割合	児童数	割合	
徳島県	6	6	2	33.3%	3	50.0%	1
香川県	11	5	1	20.0%	4	80.0%	0
愛媛県	10	9	2	22.2%	6	66.7%	1
高知県	9	9	1	11.1%	8	88.9%	0
福岡県	19	18	4	22.2%	14	77.8%	0
佐賀県	4	9	2	22.2%	7	77.8%	0
長崎県	7	7	2	28.6%	5	71.4%	0
熊本県	4	6	1	16.7%	5	83.3%	0
大分県	13	7	6	85.7%	1	14.3%	0
宮崎県	2	13	2	15.4%	11	84.6%	0
鹿児島県	10	23	9	39.1%	11	47.8%	3
沖縄県	6	13	6	46.2%	5	38.5%	2
札幌市	11	14	10	71.4%	4	28.6%	0
仙台市	26	26	7	26.9%	19	73.1%	0
さいたま市	2	3	2	66.7%	1	33.3%	0
千葉市	6	6	0	0.0%	4	66.7%	2
横浜市	36	26	7	26.9%	18	69.2%	1
川崎市	29	7	3	42.9%	4	57.1%	0
相模原市	0	0	0	—	0	—	0
新潟市	0	0	0	—	0	—	0
静岡市	2	9	3	33.3%	6	66.7%	0
浜松市	1	5	2	40.0%	3	60.0%	0
名古屋市	28	15	5	33.3%	8	53.3%	2
京都市	10	13	2	15.4%	10	76.9%	1
大阪市	74	59	9	15.3%	42	71.2%	8
堺市	0	0	0	—	0	—	0
神戸市	18	18	9	50.0%	9	50.0%	0
岡山市	12	4	0	0.0%	4	100.0%	0
広島市	4	15	1	6.7%	14	93.3%	0
北九州市	15	4	0	0.0%	3	75.0%	1
福岡市	32	13	8	61.5%	5	38.5%	0
熊本市	9	13	0	0.0%	11	84.6%	2
横須賀市	3	3	1	33.3%	2	66.7%	0
金沢市	1	6	2	33.3%	4	66.7%	0
合計	**1,262**	**1,000**	**252**	**25.2%**	**663**	**66.3%**	**85**

（２２）里親申込の動機

総　数	児童福祉への理解から	子どもを育てたいから	養子を得たいため	その他	不　詳
2,626	974	825	572	224	31
100.0%	37.1%	31.4%	21.8%	8.5%	1.2%

（２３）委託児童数

総　数	1人	2人	3人	4人	5人以上	不詳
2,626	1,360	657	292	149	130	38
100.0%	51.8%	25.0%	11.1%	5.7%	5.0%	1.4%

（２４）里親の年齢

	総　数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	いない	不　詳
里　父	2,626	12	148	599	1,024	621	219	3
	100.0%	0.5%	5.6%	22.8%	39.0%	23.7%	8.3%	0.1%
里　母	2,626	26	195	828	999	538	－	40
	100.0%	1.0%	7.4%	31.5%	38.1%	20.5%	－	1.5%

（２５）里親の職業

総　数	社会福祉事業従事者	教　員	専門・技術	管　理	事　務	販　売	農林・漁業	単純労働	サービス	宗教家	その他の就業	不　詳
2,626	198	82	503	110	336	158	110	131	206	270	435	87
100.0%	7.5%	3.1%	19.2%	4.2%	12.8%	6.0%	4.2%	5.0%	7.8%	10.3%	16.6%	3.3%

（２２）～（２５）　児童養護施設入所児童等調査（平成20年2月1日）

（２６）家族との交流状況

（単位：人）

		養護施設児	乳児院児	里親委託児	情短施設児	自立施設児
総　数		31,593 (100.0%)	3,299 (100.0%)	3,611 (100.0%)	1,104 (100.0%)	1,995 (100.0%)
交流あり	帰　宅	16,657 (52.7%)	652 (19.8%)	327 (9.1%)	762 (69.0%)	904 (45.3%)
	面　会	5,947 (18.8%)	1,693 (51.3%)	461 (12.8%)	180 (16.3%)	309 (15.5%)
	電話手紙連絡	3,020 (9.6%)	237 (7.2%)	193 (5.3%)	55 (5.0%)	147 (7.4%)
交流なし		5,071 (16.1%)	667 (20.2%)	2,598 (71.9%)	99 (9.0%)	146 (7.3%)
不　詳		898 (2.8%)	50 (1.5%)	32 (0.9%)	8 (0.7%)	489 (24.5%)

（２７）家族との交流の頻度（（２６）における「交流あり」の頻度別内訳）

（単位：人）

		総　数	月1回以上	年2回～11回	年1回ぐらい	不詳
乳児院児	帰　宅	652 (100.0%)	399 (61.2%)	230 (35.3%)	23 (3.5%)	0 (0.0%)
	面　会	1,693 (100.0%)	828 (48.9%)	737 (43.5%)	127 (7.5%)	1 (0.1%)
	電話手紙連絡	237 (100.0%)	85 (35.9%)	113 (47.7%)	39 (16.4%)	0 (0.0%)
養護施設児	帰　宅	16,657 (100.0%)	4,025 (24.2%)	11,694 (70.2%)	924 (5.5%)	14 (0.1%)
	面　会	5,947 (100.0%)	1,162 (19.5%)	4,072 (68.5%)	704 (11.8%)	9 (0.2%)
	電話手紙連絡	3,020 (100.0%)	590 (19.5%)	1,917 (63.5%)	501 (16.6%)	12 (0.4%)
里親委託児	帰　宅	327 (100.0%)	103 (31.5%)	178 (54.4%)	43 (13.2%)	3 (0.9%)
	面　会	461 (100.0%)	91 (19.7%)	287 (62.3%)	82 (17.8%)	1 (0.2%)
	電話手紙連絡	193 (100.0%)	34 (17.6%)	102 (52.8%)	54 (28.0%)	3 (1.6%)

（２８）定員規模別児童福祉施設数

（単位：か所）

種別 / 定員	乳児院		児童養護施設		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
総数	131	100.0%	595	100.0%	38	100.0%	58	100.0%	258	100.0%
20人以下	55	42.0%	5	0.8%	2	5.3%	1	1.7%	214	82.9%
21 ～ 30	33	25.2%	65	10.9%	9	23.7%	4	6.9%	31	12.0%
31 ～ 40	23	17.6%	102	17.1%	13	34.2%	7	12.1%	7	2.7%
41 ～ 50	9	6.9%	125	21.0%	12	31.6%	14	24.1%	6	2.3%
51 ～ 60	5	3.8%	103	17.3%	2	5.3%	11	19.0%	－	－
61 ～ 70	2	1.5%	67	11.3%	－	－	6	10.3%	－	－
71 ～ 80	3	2.3%	49	8.2%	－	－	3	5.2%	－	－
81 ～ 90	1	0.8%	34	5.7%	－	－	3	5.2%	－	－
91 ～ 100	－	－	20	3.4%	－	－	2	3.4%	－	－
101 ～ 110	－	－	10	1.7%	－	－	－	－	－	－
111 ～ 120	－	－	6	1.0%	－	－	2	3.4%	－	－
121 ～ 150	－	－	5	0.8%	－	－	4	6.9%	－	－
151人以上	－	－	4	0.7%	－	－	1	1.7%	－	－

※　母子生活支援施設の定員については世帯数

家庭福祉課調べ（平成２５年１０月１日現在）

（２９）児童相談所の里親担当職員と里親委託等推進員の配置状況（平成２５年１０月現在：家庭福祉課調べ）

		児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制						
		児童相談所数	里親担当職員			里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況			
				専任	兼任		常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司等が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置
全国		207	337	82	255	150	22	128	112	11	17	10
1	北海道	8	8	8		8		8				8
2	青森県	6	6		6	1		1	1			
3	岩手県	3	3		3	1		1	1			
4	宮城県	3	4	1	3	3		3	3			
5	秋田県	3	8		8							
6	山形県	2	2		2	1	1				1	
7	福島県	4	4		4	3		3	3			
8	茨城県	3	3		3	1		1	1			
9	栃木県	3	3		3	3		3	3			
10	群馬県	3	11		11	4		4	3		1	
11	埼玉県	6	13		13	15		15	15			
12	千葉県	6	12	6	6	1		1			1	
13	東京都	11	26	15	11	11	11			11		
14	神奈川県	5	6	1	5	5		5	5			
15	新潟県	5	5		5							
16	富山県	2	2		2	2		2			2	
17	石川県	2	5	2	3	2		2	2			
18	福井県	2	3		3	2		2	2			
19	山梨県	2	2		2	1		1	1			
20	長野県	5	9		9	1		1	1			
21	岐阜県	5	12	1	11	1		1	1			
22	静岡県	5	9		9	3		3	3			
23	愛知県	10	10		10	2		2	2			
24	三重県	5	14		14	1		1	1			
25	滋賀県	2	2		2	2	2				2	
26	京都府	3	4		4							
27	大阪府	6	7	7		7		7	7			
28	兵庫県	5	5		5	5		5	5			
29	奈良県	2	6	1	5	1		1	1			
30	和歌山県	2	2		2							
31	鳥取県	3	3		3	2	1	1			2	
32	島根県	4	4		4							

		児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制						
		児童相談所数	里親担当職員			里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況			
				専任	兼任		常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司等が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置
33	岡山県	3	6		6	1		1	1			
34	広島県	3	3	3		3		3	3			
35	山口県	5	5		5	1		1	1			
36	徳島県	3	5		5	1		1			1	
37	香川県	2	2		2	1		1	1			
38	愛媛県	3	4		4							
39	高知県	2	2		2							
40	福岡県	6	6	3	3	3		3	3			
41	佐賀県	1	1		1	2		2	2			
42	長崎県	2	3		3	2		2	2			
43	熊本県	2	2		2	2		2	2			
44	大分県	2	3	2	1	4		4	4			
45	宮崎県	3	3		3	3		3	3			
46	鹿児島県	3	3		3	1		1	1			
47	沖縄県	2	2	2		2		2	2			
48	札幌市	1	3	1	2	1		1	1			
49	仙台市	1	1		1	2		2	2			
50	さいたま市	1	6	5	1	1		1	1			
51	千葉市	1	3	1	2							
52	横浜市	4	18	4	14	4		4	4			
53	川崎市	3	3	1	2	3	1	2	1		2	
54	相模原市	1	2	2		1		1	1			
55	新潟市	1	2		2							
56	静岡市	1	2		2	1	1				1	
57	浜松市	1	3		3	1		1	1			
58	名古屋市	2	4	2	2	2		2	2			
59	京都市	2	2		2	3	3				1	2
60	大阪市	1	7	7		1		1	1			
61	堺市	1	3	1	2	3		3			3	
62	神戸市	1	4		4	1	1		1			
63	岡山市	1	1		1	1		1	1			
64	広島市	1	1		1	1		1	1			
65	北九州市	1	3	3		2		2	2			
66	福岡市	1	3	3		3		3	3			
67	熊本市	1	1		1	2		2	2			
81	横須賀市	1	1		1	1		1	1			
83	金沢市	1	1		1	1	1		1			